

参議院内閣委員会會議録第七号

昭和三十一年二月二十一日(火曜日)午  
前十時四十分開会

出席者は左の通り。

委員長 小柳 牧倫君  
理事 野本 品吉君  
千葉 信君  
島村 軍次君

委員

井上 知治君  
木村篤太郎君  
中山 壽彦君  
高瀬 莊太郎君  
豊田 雅孝君  
廣瀬 久忠君  
八木 幸吉君

委員外議員

國務大臣 船田 中君  
政府委員 人事院總裁 淺井 清君  
人事院事務總 堀本 忠男君  
局給与局長 海老塚政治君  
調達庁事務部長 門叶 宗雄君  
防衛庁長 松原 一彦君  
官官房長 渡部 善信君  
法務省矯正局長 山手 満男君  
法務省矯正官 杉田正三郎君  
大藏政務次官 岸本 晋君  
事務局側 常任委員 大藏省主計 局給与課長

説明員

本日の會議に付した案件

○連合審査會開会の件  
○防衛庁設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○國務大臣の私企業等への関与の制限に関する法律案(八木幸吉君外三名発議)

○國家公務員共済組合法第九十條の規定による公務員傷病年金等の額の改定に関する法律案(内閣送付、予備審査)

○法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○日本國との平和條約の効力の発生及び日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の實施等に伴い國家公務員法等の一部を改正する等の法律案の一部を改正する法律案(千葉信君外六名発議)(第二十三回國會繼續)

○派遣委員の報告  
○國家公務員制度及び恩給に関する調査の件(公務員の給与問題に関する件)

○委員長(小柳牧倫君) それではこれから開會いたします。

先、連合審査會に関する件についてお諮りいたします。二月十六日の法務委員會におきまして、總理府設置法の一部を改正する法律案につきまして、本委員會との連合審査會を開催することに決定いたしましたのであります

が、その申し入れを受諾することにいたして御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(小柳牧倫君) 御異議ないと認めます。さう決定いたしました。

なお、連合審査會の日時につきましては委員長に御一任を願います。

○委員長(小柳牧倫君) 次に、防衛庁設置法の一部を改正する法律案、自衛隊法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

まず、両案に対する政府からの提案理由の説明を聴取いたします。

○國務大臣(船田中君) 防衛庁設置法の一部を改正する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案の提案の理由及び内容の概要について御説明申し上げます。

最初に、防衛庁設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。政府は、現下の情勢に對処し、国力に應じて防衛力を整備する必要があることを認め、防衛庁の職員を定員一万九千九百九十三人増加し、現在の定員十九万五千八百八十人を二十一万五千三百人に改めることといたしました。この一万九千九百九十三人の増加分のうち、一万七千四百十三人が自衛官で、残りの千七百八十人が自衛官以外の職員であります。自衛官の増加分は、一万人が陸上自衛官、三千三百二十五人が海上自衛官で、残りの四千八百八十八人が航空自衛官であります。陸上自衛官にあっては混成團一の増設その他に充てる要員であり、海上自衛官にあっては

艦艇の増強等に伴い必要となる人員であり、航空自衛官にあっては航空団の新設等のため必要となる要員であります。

また、自衛隊が日本國とアメリカ合衆國との間の相互防衛援助協定に基く教育訓練等の援助を受ける便宜を考慮し、同協定附屬書G第二項による日本國政府の現物提供に関する事務については、勞務提供に関するものを除き、防衛庁が行うことを適當であると認め、所要の規定を整備することといたしました。

次に、自衛隊法の一部を改正する法律案について申し上げます。第一に、陸上防衛力の整備のため東北地方北部に陸上自衛隊の長官直轄部隊として混成團一を新設するとともに、航空自衛隊については、既存の航空団一に加えてさらに一航空団を増設することとし、所要の改正を行うことといたしました。

第二に、自衛官の募集等の事務を行なっている地方連絡部の長は、従來自衛官をもつて充てることとなつておりましたのを、その事務の性質にかんがみ、事務官をもつて充てることとできることといたしました。

最後に、自衛隊の飛行場に自衛隊の航空機以外の航空機が着陸した場合においては、一定の条件のもとに便宜所要の燃料を無償で貸し付けることができることといたし、また駐留米軍と自衛隊とが隣接して所在する場合においては、自衛隊は米軍に對し、一定の条件のもとに、必要に應じ、給水その他

の役務を適正な対価で提供することができることといたしました。

以上、兩法案の提案の理由及びその内容の概要を申し上げた次第であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

○委員長(小柳牧倫君) 次に、両案に對する政府委員からの補足説明を聴取いたします。

○政府委員(門叶宗雄君) ただいま國務大臣から兩法案の提案の理由及びその内容の概要について御説明がありました。が、これについて補足説明をいたしたいと存じます。

まず、防衛庁設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。陸上自衛官は、現在十五万人であります。改正定員は、十六万人となっております。この一万人の増員は、新設の第九混成團、特科大隊三、東北地区補給処等の要員に充てられるものであります。

海上自衛官の定員は、現在一万九千三百九十一人ありますが、改正定員は二万二千七百十六人あります。差引三千三百二十五人が増員されるわけであり、艦船及び航空機の増強等に伴い必要とされる増員であります。

はか、教育訓練の充実及び補給その他  
の支援業務等の増強のために充てられ  
るものであります。

自衛官以外の職員は、千七百八十八  
人増員されますが、その内訳は、陸上  
自衛隊で三百六十二人、海上自衛隊で  
三百四十八人、航空自衛隊で七百七十  
人の増員をみるほかは、防衛大学の学  
年進行に伴う増員二百三十九人、技術  
研究所の機能の拡充に伴う増員七十  
一人、調達実施本部の整備に伴う増員  
二十八人等がおもなるものであります。

次に、防衛庁は当分の間、その本来  
の任務に加えて、日本国とアメリカ合  
衆国との間の相互防衛援助協定附屬書  
G第二項の規定により、アメリカ合衆  
国政府の使用に供せられる不動産、備  
品、需品及び労務以外の役務の調達、提  
供及び管理に関する事務を行うことと  
いたしております。同協定においては、  
その第七条第二項により、日本国政府  
が同協定の実施に關連する経費として  
アメリカ合衆国政府に随時資金を提  
供すべきことを規定している一方、その  
附屬書G第二項により、資金の提供にか  
えて、必要なかつ適当な不動産、備品、  
需品及び役務を使用に供することがで  
きることになっておりますが、このよ  
うな現物提供に関する事務は、自衛隊  
が同協定による教育訓練等の援助を受  
けている便宜を考慮し、防衛庁におい  
て処理することが適当であると認めた  
次第であります。ただし、労務の提供  
事務は、駐留軍労務者と一体としてそ  
の労務管理を行うことを適当と認め、  
なお、従前の通り調達庁において実施  
することとしております。なお、これ  
が事務については経理局の所掌事務と

するほか、これに關する建設本部及び  
調達実施本部の任務を明らかにいたし  
ております。

次に、自衛隊法の一部を改正する法  
律案について申し上げます。  
第一に、陸上自衛隊の長官直轄部隊  
として新たに東北地方北部を警備区域  
とする第九混成団を設け、陸上防衛力  
の整備をはかることとしたし、その本  
部は青森市に置くこととしたしてあり  
ます。また、航空自衛隊による航空防  
衛力の整備の一環として第二航空団を  
新設し、その司令部を浜松市に置くこ  
ととし、これに伴い、これまでの航空  
団は、第一航空団と改称することとい  
たしております。

第二に、地方連絡部は自衛官の募集  
等に関する事務をつかさどる機関で現  
在二十三府県に置かれていますが、昭  
和三十一年度においては、これを全都  
道府県に設置する予定でありまして、  
その事務の性格にかんがみ、これまで  
地方連絡部長には自衛官をもって充て  
ることもしてございましたのを、事務官  
をもつて充てることができるとこと  
をいたしております。

第三に、自衛隊の飛行場に自衛隊の  
航空機以外の航空機が着陸した場合に  
おいて、他から入手する道がないと認  
めるときは、航空機の運航の便宜を考  
慮し、次の飛行に必要な限度におい  
て、かつ自衛隊の任務遂行に支障を生  
じない限度において、総理府令の定め  
るところにより、ガソリン等の需品を  
無償で貸し付けることができることと  
いたしております。

第四に、当分の間、駐留米軍が自衛  
隊と隣接して所在する場合において、  
他から入手する道がないと認めるとき

は、自衛隊の任務遂行に支障を生じな  
い限度で、総理府令の定めるところに  
より、自衛隊のために設けられている  
施設による給水等の役務を適正な対価  
をもって提供することができるとこと  
をいたしております。

なお、自衛隊法の一部を改正する法  
律は、混成団及び航空団の設置の時期  
が施設等の事由であらうかじめ規定す  
ることが困難でありますので、公布の日  
から起算して十カ月をこえない範囲内  
で政令で定める日から施行することと  
いたしております。

以上をもちまして補足説明を終りま  
す。

○委員長（小柳牧衛君） 本日は両案に  
対する提案理由及び補足説明を聴取す  
るにとどめておきたいと存じますが、  
御異議ございませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（小柳牧衛君） 御異議ないと  
認めてさよう決定いたします。

○委員長（小柳牧衛君） 次に、国務大  
臣の私企業等への関与の制限に關する  
法律案を議題といたします。

本案に対する御質疑のおありの方は  
順次御発言を願います。

○千葉信君 これは質疑というよりも  
提案者にお尋ねしたいと思うのです  
が、提案に当たっての提案者の署名がふ  
えるとか、賛成者の署名がふえるとか  
いう条件があったと思ひますが、その  
点はその後どうなっておりますか。

○委員外議員（八木幸吉君） この前の  
委員会でも、千葉委員の御注意によりま  
して、さきそく自民党の方へ交渉いた  
しました。そういたしましたして、同党の  
政策審議会では、本案は大体差しつか

えないだろうというお話がございまし  
て、それから引き続いて自民党の国会  
対策委員会でも、やはりこの案を練って  
いただきまして、国会対策委員会にお  
きまして、別に異議はない、こうい  
うことでございまして、それからさら  
に、総務会を通過しなければ、賛成者  
があるという意味で、今、総務会の方  
でお話をまとめていただいている段階  
でございまして、大体の意向を承わり  
ますと、この政策審議会、国会対策委  
員会が通りまして、署名する人  
はしてもいいだろうといったような空  
気もあつたようでございまして、か  
ら後の方が穩当である、こういうこと  
で総務会にかかるとはなつております  
す。ただ、この委員会が開かれます前  
までには、まだその結果は実は私の方  
へいただいております、こういう経過に  
なつておりますけれども、しかし、見  
通しといたしましては、前回も前々回  
も通つておることでございまして、か  
らして異議なしに自民党の方でも、御  
署名をいただく、そういうことになれ  
ば、初め千葉委員からの御注意があり  
ましたように、各党派一致で御賛成を  
いたしました、ことになりましたから、  
といたしても非常に体裁が整つて、か  
つ有力に本案の御審議を進め得ると、  
こう思つて喜んでおります。

○千葉信君 議事進行についてです  
が、この法律案については、すでに提  
案者の方からもお話がありましたように  
に、全会一致で本委員会を先に通過を  
みている法律ですから、そういう意味  
では、私どもとしてはあまりその内容  
について事あらためて質疑をするまで

もない、趣旨についてもその必要性に  
ついては十分賛成しているわけですが、  
従つて今お話のように、自由民主党の  
方で態度が決定されるとすれば、今か  
らどう決定されるかというのを、しか  
かに予断はできませんけれども、しか  
し大体の意向として私は賛成の方向に  
向つていこうと思つております。そう  
なりますというところ、ここで質疑をされ  
る委員の方があるとすれば別ですが、  
そうでなければ、その態度の決定を  
待つて委員会としては審議を終了させ  
ることができるとは、きょうは時間  
の關係等もありまして、きょうは時間  
なければ、そういう考え方で次の機会  
に譲ることにはしたいと思ひます。

○委員長（小柳牧衛君） それでは本案  
につきましまして、本日はこの程度にと  
どめておきたいと存じますが、御異議  
ございませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（小柳牧衛君） 御異議ないと  
認めまして、さよう決定いたします。

○委員長（小柳牧衛君） 次に、国家公  
務員共済組合法第九十条の規定による  
公務傷病年金等の額の改定に關する法  
律案を議題といたします。

まず政府から提案理由の説明を聴取  
いたします。

○政府委員（山手満男君） ただいま議  
題となつた国家公務員共済組合法  
第九十条の規定による公務傷病年金等  
の額の改定に關する法律案につきまし  
て提案の理由を御説明申し上げます。  
国家公務員共済組合法及び旧令によ  
る共済組合等からの年金受給者のため  
の特別指定法の規定により現に支給さ  
れてゐる年金のうち、公務による傷病

してからもう三年も四年もたつてゐる。まあ今回の提案がここに書いてあるように、戦没者遺族等援護法による最低補償をやるというこの点については、これは私は異議があるんじゃないけれども、こういう点だけについて大蔵省が提案してきたということはこれは全体の問題について責任ある態度をとらなければならぬ。そういう説明を行なってきた立場として、無責任過ぎる態度じゃないかと思うのです。御承知のように今この委員会には議員提案で公共企業体等の共済組合法案が経緯審議になっておる。その問題もやはり大蔵省としては十分考えなければならぬ問題だと思ふのです。一体今までも大蔵省では国会に対して説明を行なつてきた、その総合的な検討なり解決という問題については、どういふふう到大蔵省内で作業をし、もしくは検討をされておるのか。そしてまたいつごろそういう問題についての恒久的な解決策を国会に提案しようとしておられるのか。恩給はもちろんあなた方の所管ではないけれども、政府全体としてはそういう立場で国会に対して説明を行なつてきておる、どうなつておりますか。

○政府委員(山手滿男君) 退職手当、それから年金等につきましては、内閣におきまして公務員制度調査会等のいろいろな答申もございまして、内閣全般の非常に大きな問題でもございしますので、内容全般としてよく検討をしておる段階であります。まあできるだけ早い機会にそうした結論を出して年金その他につきまして満足 of いくような御審議を願うようにしたいと思つてゐる。

おりますけれども、まだその時期がい  
つどうということではないと私は思っ  
ております。

○千葉信君 これは政務次官に対して  
ここで追及することは少し酷かもしれ  
ぬけれども、大政府は何かむずかし  
い問題にぶつかると、やれ何何審議  
会、やれ公務員制度調査会、そっちの  
方に全部をおつかぶせて責任をの  
がれようと思つておる、そう言つても過言  
じゃないと思つておる。しかもその制  
度調査会なら調査会の答申に対して、  
政府がほんとうにこれを尊重する態度  
に出るかという、ごらんを通り公務  
員制度調査会の答申に対して、それ  
とは別個な角度から行政機構改革等の  
審議会が公務員制度調査会の答申をく  
ずすような方向に行われてきておる。

これじゃ全く国会に対して言いわけを  
するための調査会の設置、審議会の設  
置ということになりはせぬかと思つて  
おる。しかしこれはあなたに対してこ  
ういふことを言つてもこれは少し酷だ  
から、私はそういう点については一応  
また別な機会に譲りますけれども、し  
かしそれにしても共済組合法、退職者  
手当法等は大蔵省の所管、しかも今聞  
いておるといづつごらな一体成案を得  
るかという、今までも何をやつて来た  
のか、三年も四年もたつた。これじゃ  
少し酷かも知れぬけれども、大蔵省の  
責任として私はこれは追及しなければ  
いけません。五年たつておるのですよ  
五年。これは一つ政務次官から腹をす  
えてこの問題にどうして善処するかとい  
うことを、ここで明確にしておいて  
もらふといかぬ、どうですか、次官。

○政府委員(山手瀧男君) お話の点  
もつともございまして、まあできる  
だけ早い機会にそういうふうにごさ  
いすように善処いたしたい所存ござ  
いまして、この法案もまあそういう根  
本的な検討が済み処置ができるまでの  
間、ごさいまして、まあやむを得ない  
手段として御審議をお願いすることに  
いたしたわけでありまして、御趣旨の  
点につきましてはよく帰つて相談をし  
努力をいたしますからよろしく願ひま  
す。

○千葉信君 帰つて相談するというこ  
とではなく、あなた少くとも責任を  
もつて推進力になる覚悟をきめて帰  
つてもらいたい。非常にこれは無責任  
きわまる話です、その点一つがらば  
つてもらいたい。

○委員(小柳牧衛君) 本案につきま  
しては本日はこの程度にとめておき  
たいと存じますが、御異議ございませ  
んか。

○委員(小柳牧衛君) 御異議ない  
と認め、さよう決定いたします。

○委員(小柳牧衛君) 次に、法務省  
設置法の一部を改正する法律案を議題  
といたします。

○委員(小柳牧衛君) 御異議ない  
と認め、さよう決定いたします。

○委員(小柳牧衛君) 御異議ない  
と認め、さよう決定いたしました。

○委員(小柳牧衛君) 速記をとめて  
下さい。

○委員(小柳牧衛君) 速記を始めて  
下さい。

○委員(小柳牧衛君) それでは派遣  
委員の報告の件を議題といたします。

○委員(小柳牧衛君) 御異議ない  
と認め、さよう決定いたします。

ども、この際は国会の調査であり視察  
になつておりますので、できるだけ公  
平に客観的な立場に立つての以下御報  
告を申し上げたいと存じます。

二月八日及び十日の両日横須賀地区  
における防衛庁及び海上自衛隊の各施  
設並びに立川、横田、向米駐留軍航空基  
地をそれぞれ視察いたしましたのであり  
ますが、以下その調査の概要を御報告申  
し上げます。

横須賀におきましては、海上自衛隊  
横須賀地方総監部、自衛艦隊、海上自衛  
隊幹部学校、術科学校及び防衛大学校  
をそれぞれ視察いたしました。まず横  
須賀地方総監部におきましては吉田総  
監より横須賀地方隊の組織編成及び部  
隊の配置等の現状説明を受けたのであ  
りますが、総監は特に横須賀地方隊に  
おいては、付属の地上施設の拡張また  
は改善の必要を感じておられる。現在こ  
の地区は全部米海軍の駐留基地となつ  
ており、従つてその解除を待たねばな  
らないが、いまだ駐留軍より施設の解  
除を受ける見込みは立たない状態にあ  
る旨述べておられます。地方総監部の視  
察を終えて自衛艦隊の視察におもむきま  
したが、視察いたしましたのは自衛艦  
隊旗艦「あさかぜ」及び昨年二月  
米海軍より貸与された駆逐艦「あさか  
ぜ」並びにこれら昨年八月米海軍より貸  
与された潜水艦「くろしお」でありま  
す。旗艦「けやき」におきましては、  
自衛艦隊隊司令部より自衛艦隊の現状  
の説明を受けましたが、現在自衛艦隊  
は各艦とも定員が充足されておらず、  
定員不足に悩んでおられる。海上自衛官  
の増員は自衛艦が海上自衛隊へ編入と同  
時に行われるのであるが、自衛官が乗  
艦任務につけるまでには相当の期間訓

練に日数を要するため、このような増  
員方法ではおのずとそこにズレが生ず  
るため、増員はもっと早く行ふ必要が  
ある。また現在乗組員の食糧は、カロリ  
ーにのみ重点がおかれておられるので、十  
分な訓練に耐えられない場合がある。  
さらに海上自衛隊の舞鶴練習隊での教  
育を終え、新たに自衛艦隊に配属され  
てくる新人隊員自衛官の素質は毎年著し  
く向上してきている等の説明がありま  
した。駆逐艦「あさかぜ」及び潜水艦  
「くろしお」は、ともにM.S.A協定に伴  
うアメリカ合衆国艦艇の貸与に関する  
日米協定に基き米海軍より貸与された  
ものであり、両艦ともかつて太平洋戦  
争におきましては対日戦に参加したも  
のであります。駆逐艦「あさかぜ」は  
艦齢の古い艦船であります、旧日本  
軍のそれに比較して特にレーダー装置  
が完備しており、敵艦、敵潜の捕捉、弾  
着の測定等すべて電波兵器による点が  
大きな特色となっております。潜水艦  
「くろしお」はその乗員定数八十二名中  
その大部分は旧海軍軍人の出身であ  
り、いずれも米海軍の潜水学校におい  
て教育訓練を受け、本艦を日本まで回航  
してきたものでありまして、技術がき  
わめて優秀との説明でありました。両  
艦とも近く自衛艦隊に編入されること  
になっております。

次に海上自衛隊術科学校及び幹部学  
校におもむき説明を受けましたが、術  
科学校は現在横須賀にありますが、江  
田島にある旧日本海軍の施設が米軍よ  
り接収解除になりましたので、本校は  
きたる三月より江田島に移転開校する  
ことになり、横須賀にはその分校が置  
かれることになっております。術科学  
校は旧日本海軍の水雷学校、潜水学校

等のごときものに相当するもので、各種の特殊技能を修得させるためのものであります。幹部学校は旧海軍大学校に相当し、幹部自衛官の視野を一そう広くするため、特に外部より各階層の有名人を講師に招き、その講演を受け、また図書館等を完備して、各学生の自主的な研究に重点を置き、幹部としての素養を養うことに努めておることとあります。

最後に、防衛大学校を視察いたしましたのでありますが、本校の敷地は久里浜の景勝の地に約二十三万坪の広大なものであります。現在まだ校舎、寄宿舎等を増築中であります。当日は横校長がちょうど渡米中であります。本校とともに説明、案内に当りました。本校におきましては一般新制大学の理工学部と同等の学力を養うことに特に主眼を置いて教育されておりまして、各理工科教室、実験室が完備しておるように見受けられました。

次に、立川、横田両飛行場の視察について御報告申し上げます。まず立川飛行場は現在滑走路の長さが五千五百フィートであり、今回の拡張はこの滑走路をさらに千五百フィート延長し、その先に約四百フィートのオーバークロス、並びに六百フィートのクリアランスを設けようとするものであります。私も一行はハーネル立川基地司令官と会見し、今回の拡張に対する司令官の意見を聞いたのでありますが、司令官は現在立川に駐留しておる米空軍は、その支配下にある各地の部隊へ各種物資の補給を任務とする部隊であり、またこの基地でジェット機及び重搭載用航空機の分解修理を行なっている。

る。従って各基地へ物資を輸送するのに大型の航空機を使用しており、現在の滑走路ではその長さが十分でないため、満足し得る量の物資を一つの航空機に積み込み輸送することができない。また滑走路が短かいため、搭載量の多い航空機は立川基地に着陸することができず、一たん他の基地へ着陸し、搭載量を減らしてさらに立川飛行場へ来るような状態になっている。これらのために失われる損失は莫大な額に上っており、年間三十数億円にも上ると述べておりました。反面からいえば、滑走路が予定通り拡張せられれば、この損失はなくなるわけである。

またこの基地拡張により砂川住民のこのまわりの物質上、精神上の犠牲については、われわれは多大の同情をしており、この際特に考慮に入れてほしいことは、この現状のまま滑走路が短かいために毎年受ける経済上等の損失と、拡張に伴い住民の受ける犠牲との比較の問題であると述べておりました。

引き続き私も砂川町役場にもむきまして、基地反対派の砂川町議会議員数名と会見してその意見を聴取いたしましたのであります。御承知のごとく現在砂川町においては反対派と条件派の二つに分れております。反対派においては現在の段階においてもその反対は報償額の問題ではなく、基地拡張について絶対反対の態度をとっているのであります。

走路をさらに千七百フィート延長して、九千七百フィートとし、その前面に約五百フィートのオーバークロス並びにクリアランスを設けようとするものであります。なお横田基地に駐留しておる米空軍は戦闘部隊であります。当日はフレッチャー横田基地司令官のほか、特にジョンソン基地におるレッスン第四十一航空戦闘師団長も出席されて、この問題に対する説明を聞き、懇談をいたしましたのであります。まず、この基地拡張については立川基地拡張の場合とは異なっており、大体において地元と調和のとれた順当な話し合いが進められており、格別な紛争の起きていないことは喜ばしいことであり、今後双方の十分な話し合いによって解決して行きたいと述べ、さらに横田基地は現在日本における最も優秀な飛行場の一つであり、将来日本航空自衛隊がジェット機を使用し自衛に当る場合、当飛行場の拡張を痛感せられるであろうと述べておりました。

なおレッスン師団長は、私より、横田基地の拡張は今後さらに進むことがあり得るか、また将来この拡張した横田基地を原爆兵器の発着に利用することが予想されるかとの質問がなされたのに対し、今後さらに滑走路の拡張をする必要はないと考へ、後の質問に対しては日米両国間の話し合いにおいてきめられるべき問題であつて、私の立場からは何ら意見を申し述べることができない点を御了承願いたい旨、答えられました。

私も一行は東京調達局横田調達事務所においても所長と会見し、本問題に対する説明を聞いたのであります。

が、所長の説明によりますと、当飛行場の拡張については、現在、補償額の点について地元と具体的な妥結を見ないのであつて、基地拡張そのものに對する地元の反対はなく、測量も順調に終つており、この飛行場の拡張計画に伴つて瑞穂町民所有の農地の買い上げ及び借り上げを行うほかに、一部道路及び鉄道路線の変更の問題が伴うのであります。また、これら農地、道路、鉄道用地の買い上げまたは借り上げを一括した問題として町代表と折衝し、解決をはかっている状態である。またこの拡張に伴つて、瑞穂中学の移転の問題が起つておるが、この移転については、その必要が起きたときには、現在附近にある米駐留軍の使用している約五万三千坪の射撃場を解除することにきまつており、中学校の移転先にも支障がない。また今回の拡張区域内にある民家はただ一戸のみで、その所有者も買い上げには賛成しておることとであります。

最後に、瑞穂町役場におきまして、瑞穂町助役と会見し、本問題に対する現状の説明を聞いたのであります。が、現在瑞穂町民のこの基地拡張問題に対する態度は、さきに申し述べた調達事務所の説明と大體同様であり、現在のところ調達当局より補償額については何ら具体的な数値も示されておらず、また地元民からも補償額の具体的な数値の申し出もないが、今後政府においては特に補償額については十分な考慮を払つてもらいたい。また当時のごとく基地拡張のために大きな土地を国に提供した町村に対しては、政府においても特別な財政的の考慮をしてほしい旨を述べておりました。

以上をもつて調査報告を終ります。○委員長(小柳牧衛君) 次は、第一班の野本君から御報告をお願いします。○野本君吉君 御報告申し上げます。島村委員、木下委員及び野本委員の三名は、去る二月六日から十日間、当内閣委員会の決定に基づきまして、新潟県におきまして、米駐留軍航空基地の現状と、国の地方出先機関の事務運営の事情を、また群馬県太田市におきまして、米駐留軍の駐留により、同市の受ける影響につきまして調査を行なつて参りましたので、その調査の概要について以下御報告申し上げます。

最初新潟県に参りまして、まず新潟飛行場拡張問題について調査いたしました。が、初めに地元の新潟飛行場拡張反対期成同盟の代表者から、次のごとく拡張反対の趣旨の陳情を受けました。その第一点は、拡張によって七十町歩の山林、田畑がつぶされること。その第二点は、四十五戸が立ち退きを命ぜられること。その第三点は新潟大学農学部が、爆音、騒音等のために廃校にならざるを得ないこと。その第四点は、新潟市と旧松ヶ崎を結ぶ県道が遮断され、これがため将来新潟市の大都市建設が阻まれること。その第五点は、地元部落の諸学校等は、爆音、騒音または飛行機事故等による不安や、危険に脅かされること。その第六点は、将来対岸貿易によつて繁栄せんとしてゐる新潟市の平和的な発展が阻害されること。その第七点は、この米軍基地は、中国、ソビエトに対する戦略基地であるとともに、その拡張の意図は原水爆搭載の大型ジェット機の発着のためのものであり、平和を求め二百七十万の新潟県民の悲願

を求め二百七十万の新潟県民の悲願

を求め二百七十万の新潟県民の悲願

が踏みじられること等であります。私もこの反対期成同盟の方々の陳情を聴取いたしました。ついで新潟県に参り、北村知事より新潟飛行場滑走路拡張問題についての現状について説明を受けましたが、新潟県においては原議案も拡張反対の決議をなし、また知事も現在のところ土地収用に關する公告の段階には達していないのとこととでありました。

続いて新潟調達事務所におもむきまして、この拡張問題について調達事務所の取り扱いの現状について説明を受けましたが、同調達事務所におきましては、昭和二十九年六月調達庁長官より、新潟飛行場拡張予定地の調査指示を受け、米駐留軍拡張要求土地面積七百八十四万平方フィート、すなわち二十二万四千二百坪について、昭和二十九年十月二十日から一カ月の予定をもって日米共同の現地調査を行うため、知事に対しては協力方の要求並びに昭和三十三年三月土地関係人三百二十九名に対しては、立ち入り調査方の同意を要求するとともに、協力方について説得に努力して参りましたが、今日のところ何ら効を奏していないとのことでありまして、調達事務所としても、調達庁よりさらに指示を待っている現状であるとのこととでありました。

引き続き私も新潟飛行場拡張予定地を視察し、オームズデット新潟飛行場司令官及びレッシング第四十一航空戦闘師団長と会見し懇談いたしました。レッシング師団長より、新潟飛行場拡張の必要の具体的理由等について説明を受けました。

なお今回私どもの新潟飛行場視察の機会に、現地の各種団体代表者よりそ

れぞれの立場から反対の陳情を聴取いたしました。

次に、国の地方出先機関の事務運営の実情の調査として、新潟地方監察局、農林省新潟統計調査事務所、新潟労働基準局、第九管区海上保安本部におもむき調査いたしました。その調査の詳細な資料は、内閣委員会調査室に備えてありますから、必要の場合にはそれを御利用願いたいと存じますが、ここでは私どもの視察いたしました概略だけを御報告申し上げます。

まず新潟地方監察局において調査いたしました主な点を申し上げますと、全国の各監察局におきましては、昭和三十年二月から新しい試みとして、苦情相談窓口業務を開始いたしております。この業務は地方にある各行政機関の行政措置について不服や苦情が相当多い現状にかんがみまして、行政の民衆化に資するため、行政監察の一環として、その窓口となつて各出先行政機関の業務に關連する範囲内のもろもの苦情等を一般民衆より受け付け、これらの問題の早期解決をはかつて行かんとするものであります。この業務実施の結果は、監察局の懇切かつ早期適切な措置によつて、民衆から非常に感謝されているという実情にあるとのこととであります。また、行政管理局が最近新たに各監察局に対し、現地所見表示という新しい方法を実施させております。この現地所見表示と申しますのは、御承知のごとく、監察の結果は管区において、管区直接調査のものと及び地方局調査結果をとりまとめまして、現地の総合結果報告を作成の上、中央に報告し、中央では全管区の報告に基き、監察会議において審議の

上、監察結果報告書を作成いたしました。この関係機関に通報するとともに、改善事項を相手方に勧告することによつて、行政事務改善の効果を上げるのが原則であります。現地に於いて明らかに措置を要し、また解決し得る問題は、右に述べましたような一般原則によらずに、現地監察機関の所見表示という形式において相手方に懇談いたすことにより、即時改善を促すという方法であります。この新しい方法の実施の結果は、行政事務改善の上に多大な効果を上げておることとであります。

これらの説明と関連して、監察局で行なっている行政監察と、会計検査院の会計検査とが世上往々混同され、誤解を生じていますので、局長より行政監察業務の本質と特色とについて、る意見が述べられました。

最後に、監察局当局より要望事項として、監察局としては、現在の定員と監察及び研修のための旅費では監察局が責任をもつてその所掌事務を実施するのには不十分であつて、この点について国会においても十分御理解を願いたい旨の意見が述べられました。

次に、農林省新潟統計調査事務所に参りましたが、所長の説明によりますと、米の供出の場合、その数量の把握については、現在主要食糧の統計に當つては、現在主要食糧の統計に當つては、農林統計事務所、食糧事務所及び県庁のうち統計調査事務所の数字が最も正確であるので、これが使用されている実情であるが、今後、統計の正確を期し、各方面に利用され得るよう、さらに努力したい旨の説明がありまして、このような立場にある統計調査事務所としては、将来さらに一そ

う正確な資料作成について能率を上げ、その資料保管の万全をはかるため、次のごとき諸点の実現について特に御考慮を望む旨の要望が述べられました。

その第一点は、重要統計書類保管のための不燃書庫の新設、事務所の拡張増設、また出張所の建物に現在民間より高家賃で借用しているものが多く、それらが売却されて移転を余儀なくされる場合があるので、これがために職員の勤務能率にも影響するところが多いので、出張所の固定勤務場所の確保に努められたいこと。

その第二点は、事務連絡の機動化をはかるため、現在、昭和二十四年購入の自來車によつて、出張所においては現地調査、事務連絡に當つては、これらの自來車にモーターを取りつける等の改善によつて、業務の能率化をはかるようされたいという点であります。

次いで、新潟労働基準局におもむきましたが、新潟労働基準局管内におもむきな産業は、農業、機械器具、農機具、繊維各工業であります。近時天然ガスの無尽蔵と称せられる下越地区の各所で天然ガスの開発が進められ、その工業化が進行中であり、また奥只見電源開発、黒又川第一発電所工事等の建設工事も行われてゐる等の現状でありますので、これに伴い、当労働基準局の労働監督行政も広範囲にわたつていくものとありまして、労働基準法の違反の防止、この法の趣旨徹底をはかるために、集団指導等の方針をとつて、できるだけ各事業場の納得のいくよう努力し、違反事件の減少をはかつていくが、その成果は割合に上がつて

いるとのこととでありました。

次に、労働基準法改正の是非の問題について、局長は、同法施行後八年を経過した現在、同法実施の従来の経験にかんがみ、実情に即した業務運営の簡素化の面での改正は行われるべきものと考え、各種の国際的労働基準に準拠しているこの労働基準法の基本的内容の改正については、労働者の基本的権利を擁護する法の精神から見、なすべきものでないと考え、旨の所見が述べられました。従来、行政機構改革の一環として、労働基準局及びその下部機構の地方委譲の問題が、一部の人々から唱えられておりますが、この問題に關し局長は、かりにこれらの行政機関が地方へ委譲せられた場合には、都道府県の地域ごとに個々別々の立場から労働基準行政が行われることになり、国全体としての統一された労働基準行政が行われ得ない欠陥も考えられるとともに、検査庁と不離一体の關係にある本行政が、不当な地方的勢力に左右される懸念も考えられるので、結局労働基準法の精神を実現することが困難となるおそれがある旨の意見を述べておりました。

最後に、局長から、従来の経験上、労働基準局の要望の第一点として、ポイラー検査、電源開発事業所監督等の特殊勤務についての危険業務手当制度並びに労災保険徴収官に対する特殊手当の実現をはかられたいこと。第二点として、超勤手当、監督旅費の増額についての予算上の措置を講ぜられたいこと。第三点として、労働基準局及び下部機構の監督官の定員の増加並びにその身分保障の確保について特に考慮せられたい旨の意見が述べられました。

た。

新潟県におきまして、私どもは最後に第九管区海上保安本部を視察いたしました。第九管区海上保安本部は、新潟、伏木、七尾の各海上保安部、新潟航空基地、同津、福浦の各海上保安署、小木分室並びに管内十四カ所の航空機事務所を下部機構として持っているものでありますが、この管区が他の管区と比較いたしまして、その業務内容の点で特に著しい特質としてあげ得る第一点は、この管区が日本海の浮流機雷の処置についての業務の点でありまして、季節的に十一月から翌年三月までの間に日本海方面に多くの浮流機雷が浮流し、これがため、昭和二十九年に二度、本年度に三回、当管区では特別捜索船隊を編成して、機雷の特別捜索に努めたこととあります。また特質の第二点は、当管内においては、例年佐渡海峡の底びき網禁止区域をめぐって、機雷底びき網漁業者と沿岸漁民との間に漁業紛争が発生し、海上保安本部においては、適宜、係官を現地の出雲崎に派遣するとか、あるいは巡視船による巡視警戒を強化して、嚴重な取締りを実施する等の方法を講じて、紛争の予防措置に力を尽していることとあります。

なお、職員勤務状況についての説明によりますと、当管区は特に気候不順に影響されるために、毎年休職者または長期療養を要する欠勤者が断たず、特に巡視船乗組員にこの傾向が強いとのことでありまして、これら職員の健康管理については、特に努力しているとの説明でありましたが、そのうち、管区当局より最も強く要望されましたことは、船員の上陸後の宿舎施設が現在不完備な状況にありますので、船員の上陸後、いこいの場所たる宿泊施設を今後ぜひとも設けていただきたいという点でありまして、なおこのほか、巡視船艇の増強、直江津海上保安署の設置及び航空機の増強についても、そのすみやかな実現方が要望されました。

私どもは新潟県下における調査を終り、次いで群馬県太田市に参りました。米駐留軍の駐留によって、地元市の財政等、諸般の事項に及ぼす影響について調査して参りましたが、時あたかも水道給水問題について太田市と、太田市の米駐留軍との間に紛争が生じている最中でありましたので、この問題についてまず調査いたしました。すなわち私どもが同市に参りました本月十一日は、市議会が水道問題で米駐留軍キャンプ並びに駐留軍家族の住宅に対する制限給水断行を昨十日に決定し、最悪の事態にまで立ち入ったときでありました。太田市におけるこの給水制限問題と申しますのは、太田市は御承知のごとく戦時中は中島飛行機株式会社の所在地でありまして、戦後これらの工場は米駐留軍キャンプ及び駐留軍家族の住宅用として接収されて参りまして、太田市では米駐留軍を迎えるとともに、米駐留軍関係には太田市の水道施設より給水を行い、便宜を与え来ったのでありますが、近ごろでは米軍の需要水量は同市の給水量の五〇%まで上りまして、従って水量不足のためしばしば断水を余儀なくされる事態に立ち至りましたので、同市においても上水道増量工事が必要となり、これが解決のため日米合同委員会に提訴して折衝を続けて参りました

が、その過程において、当初市の水源拡張予定費一億六千万円をさらに最小限必要拡張計画費五千万円に縮小し、水道使用料については、当初座間の米技術司令部より提案されたことのある一立方メートル当り二十二円案によって解決するよう、同市より再度米軍側に提案した結果、昨年五月、前述の提訴が米軍側で取り上げられ、日米合同委員会に正式に提案せられるに至り、目下討議中であるにもかかわらず、最近に至り軍自体では井戸掘工事を入札に付し、一方的に独断の処置を講ずる挙に出るに至ったのであります。

米駐留軍の駐留当初から、太田市民は駐留軍に対し協力的な態度に出ておったのでありますが、この米駐留軍の井戸掘計画の挙があまりにも同市の立場を無視した行動であるとして、太田市議会におきましては、本年一月三十日米軍への断水決議を行なうに至りました。しかしその後外務省当局の調停もあり、市議会としてはその調停の結果を待ったため待機の状態をとっておったのでありますが、この外務省当局の調停案も米軍側で拒否されたので、倉石労働大臣がこの紛争解決の調停に入るとのことであるから、制限給水についてはしばらく猶予したらどうかという太田市長の意見も市議会では受け入れられず、ついに太田市議会においては今回全国にも前例のない制限給水を断行するに至ったというのがこの問題の現状であります。

なお、この制限給水と申しますのは、市民への給水の確保とともに、従来米駐留軍への給水のために給水できなかった地区へ今後給水するため、従来あった米駐留軍との給水契約をこの際廃棄して、日米行政協定第七条の規定に従い、市民と何ら差別することなく、市民と同じように同じ量の制限給水を行つていこうというのであります。この問題は現在におきましては日米両国政府間において解決さるべき懸案の問題であります。

私どもはまた太田市並びに県内米駐留軍基地関係町村の代表者より次のような陳情を受けました。その要旨は、地方財政が極度の窮乏状態に陥っている現状下において、地方財政の歳入面においては、米駐留軍の駐留に伴い、固定資産税の収入減のほか、電気、ガス税等の地方税の収入の減少が生じておりますが、他方歳出面においては、米駐留軍の駐留に伴う道路、橋梁の修理その他一般渉外経費の支出が相当巨額に上つておりました。これら地方財政面は是正については今後国会並びに中央政府において次のような善後措置を講ぜられたという趣旨でありまして、その第一点は、政府は一般渉外問題に関する地方の実情を十分に把握し、この渉外問題の円滑な処理に要する経費の財源を地方に配付されたという点、第二点は、米駐留軍諸般の施設に関連して必要とされる道路、橋梁等の維持修理費並びに地方の不動産及び動産の提供に伴う各種補償等については、政府において実情に即した適切な予算措置を講ぜられたという点、その第三点は、日米行政協定実施に伴う地方公共団体委託費については、渉外面の紛争の増加に伴い、必要額を地方へ配付するよう措置されたいということ、以上の三点であります。

以上が私どもの先般新潟及び群馬県の両県に出張いたしまして調査して参りました概要の報告でございます。

○委員長(小柳牧衛君) それでは次に公務員の給与に関する件を議題といたします。

本件につきまして御質疑のおありの方は御質疑を願います。

○千葉信君 浅井さんにお尋ねいたしますが、公務員制度調査会の方で人事院のあり方について答申が出た、最近はまだ行政審議会等で同様の問題が取り上げられているようですが、この問題等の見通しについて、人事院側として御承知になっておられる点がありまして、その点をまず承りたい。

○政府委員(浅井清君) そのお答えを申し上げますけれども、公務員制度調査会の方の答申についてはよく存じておりません。行政審議会の答申はまだ出ていないのでございまして、非常に、聞くところによると抽象的なものでもありまして、その具体的な構想については、これに対してわれわれといたしましては、大体新聞に出ていまして、何も報告を受けたり、そういうことを知る過程にはまだないように思っております。

○千葉信君 浅井さんも御承知のように、人事院が設けられているということの根拠は、相当明確な根拠の上に立っている、その存在の必要だということについては私どもも十分承知しておりますが、同時にまた、人事院の裁の立場からいいますと、公務員法の制定以後における日本の公務員制度の運営の実態、特に昔の日本の官吏制度といえますが、官吏制度から起つて

くる弊害等の点については、やはりこれは公務員の給与、公務員の利益を守るといふ問題などと同時に、今日なお重視しなければならぬ点だと思ふのですが、従つて、そういう立場から、総裁は公務員法の制定の趣旨、それからその目的等を考へて、消極的な態度をおとりになるといふことは、少くとも私は良識ある態度ではないと思ひますが、浅井総裁として十分その点について腹をすえた意見なりまた行動なりが必要だと思ふのですが、その点ではどうですか。

○政府委員(浅井清君) 千葉さんのただいまの仰せ、まことに御同感に存じておりますが、われわれもそのつもりでおりますが、ただ、どういふふうな方法によつてそれをやるか、これはわれわれに課せられてゐる問題だらうと思つております。

○千葉信君 まあ時間の関係なんかもありますし、かなり大ざっぱな審議になると思ふのですが、就任以来浅井さんとしては、少くとも公務法の期待するところから従つて日本の公務員制度の成果を上げるために努力をされてこられたでしようし、同時にまた、公務員の立場に立つてその利益を擁護するといふ点についても努力されてこられたと思ふのですが、一つ最近に起つてゐる問題を中心にして、この際浅井さんに御質問申し上げたいと思ふのですが、第一点は昨年の十二月公務員に対して〇・二五の年末手当の増額が人事院の勧告通り行われました。しかし同時に、その際に公共企業体等においてあるいはまた五現業職等の場合においては、その公務員の退職手当の増額と同時に、その倍額の支給が行われてお

ります。倍額以上の支給が行われたところもありました。一昨年の十二月にたしか浅井さんのところからその当時の情勢をごらんになつて、公務員の年末手当の決定されてゐる額と、その基礎となつてゐる条件とを考へると、年末手当の支給割合が、公務員と他の公共企業体あるいは現業職の職員との支給率が同じになると、公務員は非常に不利になるというところを、人事院としては政府に注意されたはずですが、ところが昨年はそういう措置がとられたかどうか、私は実はまだ聞いておらぬ。

措置はとられたにしろ、とられなかったにしろ、明らかに公務員諸君は昨年の年末手当の支給において大きな不利益をこうむつてゐます。どつちも十五割といふことになりまして、片一方は十二割五分の当然の支給額に対して二割五分が増額されただけで、片一方は十割の支給額に対して十五割が支給される結果となつたわけですが、この点では非常に私にはへんばな、不利益な取扱ひが行われたことになると思ふのですが、この点について総裁はどういう措置をおとりになりますか。

○政府委員(浅井清君) ただいま千葉さんの御指摘になつた不均衡といふことについて私は実は承知してゐないのではありませんが、人事院といたしましては、人事院所管の一般公務員に関する限り、〇・二五の増額を要求し、その通りこれが実施を見るに至つたもので、すなはちこれはわれわれとして満足しなればならぬと、年末手当に関する限り満足しなければならぬものと、さうに考へております。

○千葉信君 そんな表面上の答弁だけで私は問題は落さぬと思ふのですが、

ね。なるほどあなたのおっしゃる通りに、事年末手当に関する限りは人事院の勧告が実施をせられました。そうして実施をされた以上、人事院として人事院の期待されたところがその通り実現したわけですから、これは人事院としてはその限りでは私はいいと思ふ。しかしそういう国家公務員の関係は、そういう処理が行われたけれども、同時に同じ立場、それからまた同じ国の仕事をやっておる一方の諸君の場合には、ちやうど倍率の有利な条件の年末手当が支給されたのです。今、浅井さん

はそれだからいいとおっしゃるけれども、人事院の勧告通り実施されたのだから人事院としてはこれで十分だとおっしゃるけれども、そんならなぜ一体一昨年の暮には同率の支給といふことは不公平を招くからという通牒を出されたのですか、政府に対して。私はその通牒を出したことは正しいと思ふ、むしろ正しいと思ふ。それを去年

は人事院はそういう注意もされずに、非常に片手落ちな格好で、なるほど国家公務員の場合は人事院の勧告通りになつたかもしれない。しかしまた一面からいふと、片一方の方はちやうどその倍額の支給を受けてゐるじやありませんか。それを人事院がそんなことはおれの方の知つたことじやないおれの方は国家公務員関係だから、一般職の関係だけだから、おれの方は知つたことじやないという態度は、これはいかぬと思ふ。やはり公務員の利益を守るという立場において、他との不公平をなるべく避けて、他に劣らないような条件を人事院としては希望しなければならぬし、また人事院としてはそういう不公平の起らないような努力を

しなければならぬ立場にあると思ふ。どうも今の答弁だけでは私はちよつとどうもはいそがしくお聞きしていただくわけにはいかぬと思ふ。

○政府委員(浅井清君) まことに御もつともでありまして、お説の通りでありますけれども、ただ昨年末におきまして、われわれはただいま千葉さんの御指摘のような他の方面において非常に多くの年末手当が支給されてゐたといふことは知らなかつたわけでありまして、その点御了承願ひたいと思ひます。

○千葉信君 しかし知らなかつたといふようなことで済むことじやないと思ふのですがね。それは浅井さんは公務員に対する給与の実施官庁という立場で、あなたの所には事務総局もあるのです。事務総局がそういうことを知らな

いはずはないのです。知つてゐるので、知つてゐても浅井さんのところに連絡なしに、あなたが知らなかつたと言われても、その知らなかつたこと自体があなたの責任だと思ふ。どうですか。

○政府委員(浅井清君) 事務当局がそういうことを知つておればもちろん報告したと思ひます。事務当局に過失はないと思ひますが、人事院自体としてどうも千葉さんのただいまおっしゃることに実は私は非常に今意外に思つたのですが、なお事務当局から答弁させます。

たわけであります。人事院の職務といふことは、まず第一に民間とのバランスを見ることが第一にならうかと思ふのですが、民間の昨年末における支給状況といふのは、これはまあわれわれが本年の三月現在におきまして詳しく調べるところでございます。どうして民間との比較におきまして多少時期がずれるといふことは、これは公務員の給与の場合にはやむを得ぬことではないかと考へるのです。公共企業体の関係を今特に問題にされておるのでありますけれども、人事院といたしましては、対民間の関係におきまして、われわれが把握した資料によつて、昨年はあ

いふ勧告をいたしたわけでございます。公共企業体との関係も、これは十分研究しなればならぬといふことは御指摘の通りだといふふうに考へますので、今後におきましては、やはり公務員の給与といふものを考へます際に、民間の給与のみならず公共企業体、三公社五現業のバランスといふことも考へなければならぬであらうと思つてお

ります。

○千葉信君 だいぶ苦しそうな答弁ですが、去年の年末に、民間の給与の実態がどうであつたか、こうであつたか、私はそんなことは、少くとも昨年の暮の年末手当を支給する上の参考にしようといふような調査をしたといふこと、そんなことはできつこないのです。私はそんなことを聞いてゐるのではないのです。そんなことを聞いてゐるのではなくて、明らかに千葉さんの認められたように、一昨年の暮には公務員に対して〇・二五の増額が行われようとしてゐる、同時に一方その一・

二五カ月分ということになりそうなの  
 ○二五カ月分を増すのだけれども、  
 総額としては一・二五カ月分になりそ  
 うな配分がある。ところが一方の同じ  
 政府の仕事をやっておる公共企業体、  
 それから現業職の職員等については、  
 これは同様に一・二五になろうとして  
 いる配分がある。両方とも一・二五に  
 なつては、本来片方が基本給の計算等  
 で少し有利になつてゐる関係から、年  
 末手当は○・二五の較差が初めから  
 はつきりあるのに、それが同率の一・  
 二五になつちや、これは不合理だ。不  
 合理だからというので人事院は政府に  
 対して注意を喚起される通牒を出され  
 た。そうですね。同様のことが昨年末  
 に起つたわけです。片方公務員の方  
 は、人事院の勧告に基いて○・二五上  
 げるという措置がとられ、同時に片方、  
 本来一カ月分の支給を受けることにな  
 つてゐる、そして国家公務員と同じよ  
 うに○・二五増額されれば、それで同  
 等な公平な取り扱いになるのに、国家  
 公務員の方は一・二五カ月分になるん  
 だからという理由で、ほんとね上つ  
 て片方はちょうど倍の増額を受けてお  
 る。これは今浅井さんの答弁では知ら  
 なかった、前の年には通牒を出してお  
 りて、その次の年には知らなかったと  
 いうことは、これは答弁にならぬと思  
 う。しかもそれに対して浅井さんは、  
 事務当局の方も知らなかったと言つて  
 いる、知つていれば自分のところにも  
 連絡するはずだ、これではちよつと話  
 の筋が通らないじゃありませんか。  
 ○政府委員(浅井清君) 一番初めから  
 千葉さんのおっしゃることをちよつと  
 誤解していたように思ふのです。それ  
 は○・二五を一般職の公務員に昨年末

支給されるようになった、これは勧告  
 通りであります。それ以上に何か公共  
 企業体の方に得たものがあるように私  
 は聞き取つたのであります。それはわ  
 れわれは知らなかったところ申し上  
 げたのであります、ちよつと初めか  
 ら話が食い違つてゐたように思いま  
 す。  
 ○千葉信君 また食い違ひました。私  
 の聞いているのは、国家公務員の場合  
 には○・二五しか上らない、おかげさ  
 まで人事院の勧告通りどうやらなつた  
 のですから、この点じゃあなたの方の御  
 努力を大いに多とします。しかし同時  
 に国家公務員の方は○・二五上つて一・  
 二五カ月分同率に上れば、一・二五カ  
 月分になるべき割合の現業職、それ  
 から公共企業体の職員は片方が十五割  
 だからおれの方も十五割だという格好  
 で、これは当時の河野給与担当相はど  
 ういう考えでやられたかはわからない  
 けれども、少くとも当初はそういう差  
 を知らないでばかつとやつた傾向があ  
 る。実はその問題は、私にちよつとびり  
 追及されたときに、少々あわててい  
 る。私はそんなことを突つつき回すと  
 いうと、折角もらえる人たちの利益を  
 こちでじゃますることになるから、  
 私は途中でやめた。非常に不意な格  
 好でそういうところに入った。ところが  
 がそれに対して当然人事院としては、  
 一昨年はそういうことのないように注  
 意を喚起しておきながら、昨年は知ら  
 なかった、そして今になつて浅井総裁  
 はそういうことについては知らなかつ  
 かつた、そういうことについては知らな  
 かつた、済まないと思ふのです。事  
 務局も知らないはずはない。浅井さん

は事務局も知らなかったから……知つ  
 ていれば自分のところに連絡があつた  
 ということを言われるが、そんなこと  
 じゃ人事院は一体上下のつながりは何  
 をしている、何をばやばやしているん  
 だということに私はなつて思ふ。これ  
 はこれ以上どうも追及するのは少し苛  
 酷なようだから大体のところでは次  
 の問題に入つていければいい。  
 ○政府委員(浅井清君) ちよつとつ  
 加えますけれども、一昨年には何か書  
 簡を出した、申し入れをやつた。昨年  
 は申し入れしなかつたということは、  
 一昨年は年末手当の引き上げの勧告は  
 なかつたのでありますから、均衡をと  
 れるようになつたという申し入れをしたわけ  
 であります。昨年は○・二五の引き上  
 げの勧告をしておりまして、人事院  
 としてはそれが達成された以上、さら  
 にまた勧告にも比すべき増額を要求す  
 るということ、ちよつと困難であつ  
 たらうと思ひます。それからちよつと  
 話が食い違つて、どうも千葉さんが最  
 初言われたことは、何だか公共企業体  
 の方でもとつと取つたというところは、要  
 するに結果論のことであつて、われわ  
 れ何か別にやみか何かで取つたように  
 思つたのですから、ちよつとお答え  
 は、知らなかつたと申し上げたので  
 す。  
 ○千葉信君 ますます苦しい答弁に  
 なつてきてゐるけれども、私の言いた  
 いことは、一昨年は勧告は実施になら  
 なかつた、昨年は勧告は実施になつた  
 ということを聞いておるのではないこと  
 です。勧告が実施になつたということ  
 は非常にけつこうだと思ひます。けつ  
 こうだと思ふけれども、一方からい  
 うと、最終的な結論としては、さつき私

が申し上げたように、国家公務員の方  
 はまた不利益をこうむつて、片方の方  
 は倍率に引き上げられて支給された、  
 しかもそれは倍率以上なんです、ほん  
 とうは、現業職は一・五カ月分だけで  
 ないですよ、それにまたプラスがつい  
 ておる、プラスがついてゐるのがた  
 さんあります。新聞にも発表された  
 通り。それを一般職の職員の利益擁護  
 をしなければならぬ立場に立つておる  
 人事院がそれを知らないでいた、もし  
 か知つていても、その不利益な条件等  
 を何とかしてやるということについて  
 全然無関心です。知らぬ顔で過した  
 ということになる、人事院の本来  
 持つておる責任からいふと、仕事から  
 いうと、私は人事院の明らかな手抜か  
 りではないか、少し不親切過ぎるの  
 はないか、それでおれたちは人事官だ  
 ということは言えないのではないか、  
 その点を私は聞いておるのです。それ  
 じゃいかんよ。  
 ○政府委員(浅井清君) これはちよつ  
 と調べます、一度。私もそういうふう  
 に考へてなかつたのです。  
 ○千葉信君 重大な警告を發しておき  
 ますよ。そんなことでは人事院総裁は  
 勤まりません。もう少ししっかりして  
 もらわなければ。  
 次の質問に入ります。きょう国家公  
 務員の諸君と浅井総裁とがいろいろ今  
 度の賃金の引き上げの問題について会  
 談をされたはずですが、どういふ話合  
 いの結果ですか。  
 ○政府委員(浅井清君) 別に話合ひの  
 結果、まうとまうとかまうとまうとい  
 か、そういう段階ではなかつたです。  
 つまり官公労としては、この際人事院  
 がすみやかにベース・アップの勧告を

するように、これが第一の要望であり  
 ます。第二には、昇給原資というもの  
 が足りなくなつておるのではないか、  
 この点についての善処方を求められた  
 わけであります。これに對しまして  
 ベース・アップの勧告を即時にせよと  
 いうことは、人事院としてたゞいまそ  
 の用意がない、人事院としてはまだ  
 ベース・アップの勧告をするかしない  
 かというところはきめていない。そうい  
 う段階でないということを答へたので  
 あります。それから昇給原資の問題に  
 ついては、人事院は十分努力はしたつ  
 もりであるが、なおできる限り努力を  
 しよう、大体、きつめて簡単過ぎますけ  
 れども、そういうことであります。  
 ○千葉信君 大きな方の問題はあと回  
 しにして、小さい方の問題から入りま  
 す、昇給原資の確保については、な  
 お一そう努力をしまししょうという、そ  
 の努力はどういう格好で……  
 ○政府委員(浅井清君) それはわれわ  
 れ財政当局ではないのですから、だが  
 らわれわれがこれを、つまり与えるとい  
 うような立場にはありません。また  
 予算を取る方も、これはすでに予算は  
 各省庁に分れておるものだから、こ  
 れは各省庁によつて努力をしてみら  
 う、よりしようがない、われわれとし  
 ては、まず昇給原資というものは努力し  
 たつもりであります、昨年と比べる  
 と窮屈になつてゐるのではないかと、し  
 かしわれわれは非常に窮屈になつてい  
 るとは思ひませんけれども、ともかく  
 窮屈になつてゐるのではないかと、こ  
 ういふ国会においてわれわれが発言の機  
 会を得ましたならば、よく国会議員各  
 位にもその点を訴へたい、かような意  
 味で申したつもりであります。

○千葉信君 今までのその問題について努力をされたことは、私も敬意を表します。しかし残念ながらその努力が実を結ばないで、現在国会に提案されておる予算案からいって、残念ながら一般職の職員の給与法の示す通り昇給昇格をすることが不可能とはっきり出ております。これは浅井さん御承知でしょうが、その予算の人員費に当って見ると、このことになればわかるはずであるし、この委員会におきましても実はその点については大蔵省の方から、少くとも今後の三十一年度に組まれている予算に関する限りは、現在の一般職職員の給与法の示す通り昇給昇格をされるという事はできない。それより不足に計上してある。はっきりそう言っております。一体なぜそんなばかなことをしたのかと言ったところが、大蔵省の答弁では、いや私もはあという昇給期間、ああいう昇給金額は反対なんだ、もっと期間を延ばさなければいけない、もっと金額は引き下げなければいけない、そうでない財政負担がでなくなる。だから大蔵省としては結論からいえばはっきり法律をじゅうりんした予算を考えている。そんなばかなことがあるかといつて私から追及されたら、それに対する答弁は、大蔵省の考案としては現在の昇給昇格に関する法令が改正されることを希望している。そんなばかなことまで言っている。その事態はそういう関係で今国会にその予算が出ています。給与法通りの昇給昇格はできない予算が国会に出てくる。今浅井さんは努力をされたと言われる。これから努力をされるというその努力は、この委員会に

来てたとえこういう機会に浅井総裁がそれに対して、こんな予算の編成は不当だと、なぜその現行法を守るうとしないのかというところを浅井さんははっきり言われる必要があるし、言われるだけではだめだと思ふ。問題はやはり予算委員会の関係とか、国会全体に対して浅井さんは今努力をされると言った。その努力は、あの予算を修正するための努力が浅井さんとしては当然必要になる、努力をされるという以上は、これからは、浅井さんはその御用意がありますか。

○政府委員(浅井清君) ちょっとさかのぼりますが、いつかここに大蔵省の主計局当局から申し上げたことがあまりに冷やかな答弁であつたために、千葉さんの御発言があつたように記憶しておりますけれども、大体昨年から見て今年度は非常に悪くなつていゝといふことは実は考へていないのである。それは五割が四割になつたといふええそれはそのぼんの上的のことであつて、それからもうありますけれども、私はこの四割とか何とかというように一本の数字では問題にはならぬと思つております。何となれば、それは予算の上の計算であつて、実際の人員費といふものは各省庁に割り当てられており、各省庁によって人員構成が違ひ、それからいろいろな条件も違ひするものでありますから、私はそう非常な窮屈なものでなくともできるように思つております。また私は直ちに給与法を改正して昇給を延期するとか何とかいうことは、そういうことは全然考へておりません。現行の給与法の規定をそのままにいたしましても非常な昇給が困難になると、そこまでは考へて

いないのであります。○千葉信君 それは浅井さんの答弁の仕方は逆です。今浅井さんの答弁は、大蔵省の代弁を務めて、これでも何とかなるのだというそういう格好の答弁に強引にでつち上げようとしていゝ。実際にその担当している大蔵省の方で、たとい私の質問がどういふ格好で展開されたにしろ、はっきりとその給与法通りの昇給昇格はできません。いさされて、四割の調整額の問題について去年なんかより少し悪くなつたといふと考へられておられる。そうではないのです。昨年やその前よりも調整額の関係は少し緩和されている、よくなつてゐるはずで、人事院の事務総局の方では幾らぐらゐ緩和されたかといふことははっきりしてゐる。金額ははっきりつかんでいゝけれども去年より緩和されたといふことは知つてゐるはずで、去年通りだつたら大へんなんです。去年や一昨年通りだつたらもう昇給ストップといふのは随所に出ていゝ。そういうふうな随所に昇給ストップが出ているのをもしも人事院知らなかつたらこれ問題です。実際に起つてゐるのです。それはこゝろしちよつぱり緩和されたけれども、緩和されてなおかつ給与法通りの昇給昇格をするといふことができないといふのですからこれは重要な事です。ですからそんな人員費の使い方のものがあつたのおつちやるようにかなりの幅を持つてゐることは私も知つてゐます。おつちやる通り……その省その省によつてある程度の差し繰りをつけることができる。しかしその差し繰りは最

後の究極するところは、場合によると高級者をうまいことを言つてやめさせたり、おどかしを言つてやめさせたり、そういう格好をしなければならぬ。現実にはそういう事態が起つてゐるのです。ですからそういう事態ですから浅井さんの立場としては、こゝでいゝ人員費の使い方に付いてはこゝでいゝ差し繰りが各省ごとに可能だとか、やれやうまいことやれるのだといふ答弁じゃなくて、さつき言われたように、そんな態度ではなくて、逆にあなたはこゝの予算の不当なところを、この予算の欠陥なんかについて、あなたははっきりこれを指摘されて、そして給与法の実施官庁として、この給与法の完全な実施の責任を負つておる人事院として、あゝいう予算ではないかといふことを明白にされて、適正なものにあなたは直す努力をしなければならぬ。あなたはこれからの努力をされると言つておられるのですから、その努力を今のままでこの予算が通過しては大へんだといふところにあつたの努力を向けるならならぬ。もうあなたは努力する、努力すると言つても、そんな努力なんかだれもいただけません。どうですか。

○政府委員(浅井清君) 私はちよつとそこところは違ひするのですが、大蔵省の財務当局が給与法通りの昇給はできないと言ひ切つたといふところに多少私は……(千葉信君「速記録を」)……「さういふこと」……ええ、つまりさういふに申しております。けれどもこれは少し事実と違ひする。けれども給与法の規定によれば全員の定期昇給といふようなことは書いてないのであります。そ

れは成績とかいろいろのことから来るわけでありまして、そのような重大な結果は現行の予算でも私は生じない、人事院としてはかゝうに考へております。しかし人事院としてはこの窮屈になつてゐる昇給のために今後いろいろの方法で努力はいたしたいと思つております。

○千葉信君 そういう答弁じゃだめです。もう浅井さんしつかりしておらなければ……あなた人事院の総裁として一方では給与の引き上げの問題をどうするかという点をかかえておる、一方では昇給昇格といふ問題がこゝ二年越しの実績、二年越しの苦い経験からして、公務員は非常に問題について大きな関心を持つてゐる。非常な大きな不利益を受けてゐる。ですからあなたとしては今おつちやるように、いやこの予算で何とかやろうと思へば、やれるのだ、そういう大蔵省の代弁者みたいなもの言ひ方はやめて、あなたははっきりした格好で、機会あるごとに明確な人事院としての立場から給与法通りの昇給昇格をやるべきだ、全般的に上げると私は言つてゐないのです。この給与法に該当する勤務成績の優秀な、これに相当する勤務期間を経過した者に対しては当然上げなければならぬ。その面については上げるべきだ。大蔵省は実はそういう点について、この予算は、この法律に對しては、自分たちは反対なんだ、だから法律が改正されることを望むのだ、自分たちの予算編成はもう一歩先に全部上げるのじゃない、条件をちゃんと備えておる人に対しては昇給昇格されることができないような予算を編成してゐますといふようなはつきり

ないものであります。○千葉信君 それは浅井さんの答弁の仕方は逆です。今浅井さんの答弁は、大蔵省の代弁を務めて、これでも何とかなるのだというそういう格好の答弁に強引にでつち上げようとしていゝ。実際にその担当している大蔵省の方で、たとい私の質問がどういふ格好で展開されたにしろ、はっきりとその給与法通りの昇給昇格はできません。いさされて、四割の調整額の問題について去年なんかより少し悪くなつたといふと考へられておられる。そうではないのです。昨年やその前よりも調整額の関係は少し緩和されている、よくなつてゐるはずで、人事院の事務総局の方では幾らぐらゐ緩和されたかといふことははっきりしてゐる。金額ははっきりつかんでいゝけれども去年より緩和されたといふことは知つてゐるはずで、去年通りだつたら大へんなんです。去年や一昨年通りだつたらもう昇給ストップといふのは随所に出ていゝ。そういうふうな随所に昇給ストップが出ているのをもしも人事院知らなかつたらこれ問題です。実際に起つてゐるのです。それはこゝろしちよつぱり緩和されたけれども、緩和されてなおかつ給与法通りの昇給昇格をするといふことができないといふのですからこれは重要な事です。ですからそんな人員費の使い方のものがあつたのおつちやるようにかなりの幅を持つてゐることは私も知つてゐます。おつちやる通り……その省その省によつてある程度の差し繰りをつけることができる。しかしその差し繰りは最

後の究極するところは、場合によると高級者をうまいことを言つてやめさせたり、おどかしを言つてやめさせたり、そういう格好をしなければならぬ。現実にはそういう事態が起つてゐるのです。ですからそういう事態ですから浅井さんの立場としては、こゝでいゝ人員費の使い方に付いてはこゝでいゝ差し繰りが各省ごとに可能だとか、やれやうまいことやれるのだといふ答弁じゃなくて、さつき言われたように、そんな態度ではなくて、逆にあなたはこゝの予算の不当なところを、この予算の欠陥なんかについて、あなたははっきりこれを指摘されて、そして給与法の実施官庁として、この給与法の完全な実施の責任を負つておる人事院として、あゝいう予算ではないかといふことを明白にされて、適正なものにあなたは直す努力をしなければならぬ。あなたはこれからの努力をされると言つておられるのですから、その努力を今のままでこの予算が通過しては大へんだといふところにあつたの努力を向けるならならぬ。もうあなたは努力する、努力すると言つても、そんな努力なんかだれもいただけません。どうですか。

○政府委員(浅井清君) 私はちよつとそこところは違ひするのですが、大蔵省の財務当局が給与法通りの昇給はできないと言ひ切つたといふところに多少私は……(千葉信君「速記録を」)……「さういふこと」……ええ、つまりさういふに申しております。けれどもこれは少し事実と違ひする。けれども給与法の規定によれば全員の定期昇給といふようなことは書いてないのであります。そ

れは成績とかいろいろのことから来るわけでありまして、そのような重大な結果は現行の予算でも私は生じない、人事院としてはかゝうに考へております。しかし人事院としてはこの窮屈になつてゐる昇給のために今後いろいろの方法で努力はいたしたいと思つております。

○千葉信君 今までのその問題について努力をされたことは、私も敬意を表します。しかし残念ながらその努力が実を結ばないで、現在国会に提案されておる予算案からいって、残念ながら一般職の職員の給与法の示す通り昇給昇格をすることが不可能とはっきり出ております。これは浅井さん御承知でしょうが、その予算の人員費に当って見ると、このことになればわかるはずであるし、この委員会におきましても実はその点については大蔵省の方から、少くとも今後の三十一年度に組まれている予算に関する限りは、現在の一般職職員の給与法の示す通り昇給昇格をされるという事はできない。それより不足に計上してある。はっきりそう言っております。一体なぜそんなばかなことをしたのかと言ったところが、大蔵省の答弁では、いや私もはあという昇給期間、ああいう昇給金額は反対なんだ、もっと期間を延ばさなければいけない、もっと金額は引き下げなければいけない、そうでない財政負担がでなくなる。だから大蔵省としては結論からいえばはっきり法律をじゅうりんした予算を考えている。そんなばかなことがあるかといつて私から追及されたら、それに対する答弁は、大蔵省の考案としては現在の昇給昇格に関する法令が改正されることを希望している。そんなばかなことまで言っている。その事態はそういう関係で今国会にその予算が出ています。給与法通りの昇給昇格はできない予算が国会に出てくる。今浅井さんは努力をされたと言われる。これから努力をされるというその努力は、この委員会に

来てたとえこういう機会に浅井総裁がそれに対して、こんな予算の編成は不当だと、なぜその現行法を守るうとしないのかというところを浅井さんははっきり言われる必要があるし、言われるだけではだめだと思ふ。問題はやはり予算委員会の関係とか、国会全体に対して浅井さんは今努力をされると言った。その努力は、あの予算を修正するための努力が浅井さんとしては当然必要になる、努力をされるという以上は、これからは、浅井さんはその御用意がありますか。

○政府委員(浅井清君) ちょっとさかのぼりますが、いつかここに大蔵省の主計局当局から申し上げたことがあまりに冷やかな答弁であつたために、千葉さんの御発言があつたように記憶しておりますけれども、大体昨年から見て今年度は非常に悪くなつていゝといふことは実は考へていないのである。それは五割が四割になつたといふええそれはそのぼんの上的のことであつて、それからもうありますけれども、私はこの四割とか何とかというように一本の数字では問題にはならぬと思つております。何となれば、それは予算の上の計算であつて、実際の人員費といふものは各省庁に割り当てられており、各省庁によって人員構成が違ひ、それからいろいろな条件も違ひするものでありますから、私はそう非常な窮屈なものでなくともできるように思つております。また私は直ちに給与法を改正して昇給を延期するとか何とかいうことは、そういうことは全然考へておりません。現行の給与法の規定をそのままにいたしましても非常な昇給が困難になると、そこまでは考へて

いないのであります。○千葉信君 それは浅井さんの答弁の仕方は逆です。今浅井さんの答弁は、大蔵省の代弁を務めて、これでも何とかなるのだというそういう格好の答弁に強引にでつち上げようとしていゝ。実際にその担当している大蔵省の方で、たとい私の質問がどういふ格好で展開されたにしろ、はっきりとその給与法通りの昇給昇格はできません。いさされて、四割の調整額の問題について去年なんかより少し悪くなつたといふと考へられておられる。そうではないのです。昨年やその前よりも調整額の関係は少し緩和されている、よくなつてゐるはずで、人事院の事務総局の方では幾らぐらゐ緩和されたかといふことははっきりしてゐる。金額ははっきりつかんでいゝけれども去年より緩和されたといふことは知つてゐるはずで、去年通りだつたら大へんなんです。去年や一昨年通りだつたらもう昇給ストップといふのは随所に出ていゝ。そういうふうな随所に昇給ストップが出ているのをもしも人事院知らなかつたらこれ問題です。実際に起つてゐるのです。それはこゝろしちよつぱり緩和されたけれども、緩和されてなおかつ給与法通りの昇給昇格をするといふことができないといふのですからこれは重要な事です。ですからそんな人員費の使い方のものがあつたのおつちやるようにかなりの幅を持つてゐることは私も知つてゐます。おつちやる通り……その省その省によつてある程度の差し繰りをつけることができる。しかしその差し繰りは最

後の究極するところは、場合によると高級者をうまいことを言つてやめさせたり、おどかしを言つてやめさせたり、そういう格好をしなければならぬ。現実にはそういう事態が起つてゐるのです。ですからそういう事態ですから浅井さんの立場としては、こゝでいゝ人員費の使い方に付いてはこゝでいゝ差し繰りが各省ごとに可能だとか、やれやうまいことやれるのだといふ答弁じゃなくて、さつき言われたように、そんな態度ではなくて、逆にあなたはこゝの予算の不当なところを、この予算の欠陥なんかについて、あなたははっきりこれを指摘されて、そして給与法の実施官庁として、この給与法の完全な実施の責任を負つておる人事院として、あゝいう予算ではないかといふことを明白にされて、適正なものにあなたは直す努力をしなければならぬ。あなたはこれからの努力をされると言つておられるのですから、その努力を今のままでこの予算が通過しては大へんだといふところにあつたの努力を向けるならならぬ。もうあなたは努力する、努力すると言つても、そんな努力なんかだれもいただけません。どうですか。

○政府委員(浅井清君) 私はちよつとそこところは違ひするのですが、大蔵省の財務当局が給与法通りの昇給はできないと言ひ切つたといふところに多少私は……(千葉信君「速記録を」)……「さういふこと」……ええ、つまりさういふに申しております。けれどもこれは少し事実と違ひする。けれども給与法の規定によれば全員の定期昇給といふようなことは書いてないのであります。そ

答弁をして。それを浅井さんがこの席上で、さりながら大蔵省を代弁するようなそういう答弁をするようじゃ、あなたがせっかく努力をされると言つてもこれはわれわれも期待できない、公務員も期待できない。それではいかぬ。まあしかしこれ以上この問題は突っ込ませんが、ではその次に移ります。もう一つは、今給与担当の倉石国務大臣なんかは、一方では給与は上げない。上げないかわりに、しかし昇給昇格はさせる、何か倉石公務員制度担当大臣のごときは公務員法を知らないのです、給与法を知らない。昇給昇格させるから、だから給与改訂をしなくてもいいじゃないかというのです、条件が違うのです。これは昇給させるという条件と給与改訂を行うという条件は条件が違う。それを混同して、どっちにしても上げるのだから何とないじゃないか、こういうふうな御答弁です。一方では国会における答弁におきまして、物価は横ばいですからと言ふ、物価は横ばいだから給与は上げなくてもいいじゃないか、これが唯一の政府の言いぐさなんです。唯一の理由なんです。この問題について私は浅井さんの責任を追及しなければならぬ。去年の七月に出された人事院の勧告からいいますと、なお公務員の現行給与が実施された昨年一月以降の物価は全般的におおむね停滞の状態を呈している、こう言つておられます。これは重要な問題の点だと思ふのです。いいですか、浅井さんも御承知の通りに、今の給与が決定されたのはなるほど二十九年の一月です。しかし人事院があの当時給与改定の勧告をされた、その基準は二十八年の三月です。二十八年

の物価と民間賃金の状態とを勘案して人事院は給与改訂の勧告をされた。おそらく浅井さんは、いやそれも国会で最終結論が出たのだから、国会の御意思がそうでございますからと逃げるかもしれませんけれども、これは逃げられない、どうしてかという、浅井さんも前に委員会ではっきり答弁されたように、二十八年の三月の物価もしくは賃金を基準として給与はかくあらねばならないという勧告をされた人事院が、その次の段階において給与改訂に関する条件、給与改訂に関する基準は二十八年の三月を基準として勧告された。その二十八年三月を基準として、その次の勧告なりその改訂云々が議論されなければならぬと浅井さんもはっきりこの委員会でも述べておる、当時の人事委員会でも……ところがここにこういふ、まあ少し極端な言葉かもしれませんが、ここにこういふうばかばかしい表現が行われておる。一方から言つてこれは非常に悪意を持った表現が行われておる。公務員の給与が改訂された二十九年の一月から物価は動いていない、停滞の状態、これが今の政府の唯一の口実になっておるのです。現実には二十八年の三月を基準にして物価の状態を見ると、上つて少し横ばい、少し下降したけれども今日なお高いというところは、この委員会でも人事院の給与局長がはっきりと答弁されておるのです。そうなるこの文章は非常に公務員諸君にとつて気の毒な結果になりつづつあるということを考えなければならぬと思ふのです。私はこの点を浅井さんになんのかのと文句を言いたす。私はこういう点もあるから、公務

員は現実に非常に不利益に陥つてゐる、だから私はこの際人事院としては贖罪のためにさっきのお話のように、まだその用意はないとか、まだ調査は完了してないとか、そんなことを言わずに人事院としては罪のつぐないのために、今までのようにいつでも三月なんという基準を考えずに、十二月でもいい、一月でも私は早速に人事院としては勧告をして、公務員の生活を守つてやるという態度をとらなければならぬと思ふ、いかがでしょう。

○政府委員(浅井清君) 御趣旨はよくわかるのでありますけれども、人事院といたしましては毎年三月一日現在で民間給与の調査をいたしておる。これは今日まだやつておりません。そこで人事院としてはこれは勧告をいたします場合は、やはり国民の世論を納得せしめるだけの資料は持たなければならぬと思つておりますので、まだその資料を得られないときに、今日において勧告をするとかしないとかということをこの席上ではっきり申し上げることはできないと思ひます。

○千葉信君 浅井さん、去年もおとしも公務員諸君はずっと定員定額制に切りかえられて、しかも給与の調整費がたつと落ちてからあと、ほとんど昇給はストップしてゐる。ひどいことになるもう二回も三回もその昇給ストップにひつかかつてゐる。その実際の状態について、実施官庁としての人事院が知らないはずがないです。知つてゐるはずなんです。そのためにこうわつてゐる不利益は一体どれくらいになつてゐますか。

○政府委員(浅井清君) お言葉でありますけれども、私は昨年度においてさ

ように昇給昇格が非常に全般にわたつてストップしてゐる、そういうふうにはどうも報告を受けていないのでございます。

○千葉信君 こんでもない話だな。大蔵省でさえも定員定額制に切りかえて給与の調整額を削つてから三十億も三十億以上ももうかつてきてゐるという十億を言つてゐるじゃありませんか。ことを言つてゐるじゃありませんか。国家財政に寄与したと言つてゐるじゃありませんか。国家財政に寄与したかありませぬ。公務員諸君はそれだけ昇給の停止ということになつてゐるのです。首切りという格好になつてゐるのです。浅井さんはそういうものを防ぐために、そうして防がなければならぬ立場に立つてゐるあなたが、今のような答弁じゃ、それで話にならんじゃないですか。補本さんどうですか。その停止によつてこうわつてゐる不利益の状態はどれくらいとあなたは計算されてゐますか。

○政府委員(補本忠男君) 今御指摘のいわゆる調整額を国会におきまして給与法を改訂されますときにカットになつたという点は御指摘の通りでございます。しかしその後におきまして事実上非常にむずかしい事態が生じておるというふうなものとつきましては国会の暗黙の了承を得たようにわれわれ考へておつたのでありますけれども、すべて現状にまで復したということとはございませぬけれども、われわれのところでもやり得る程度まあ回復ということはいしたしてゐるのであります。今この問題はそのずつと昔の調整額を切り落したときのお話と昨年のお話がすぐ結びついてゐるうちにちよつと伺つたのでございませぬけれども、昨年の状況

を申ししますと総裁が申し上げましたように、昨年におきましては当初予算が策定されました折にはよほど昇給昇格が窮屈になるのではなからうかという予想がございました。しかしながらこれは実施官庁の実施面における工夫もあつたでありまして、またわれわれとしましていろいろ工夫もいたしたのでございませぬけれども、結果におきましては三十年度においてそれは昇給昇格が停止されたというふうにはなつてゐないのではなからうか、まあこれはまだ三十年度が終つておらないのでありますから的確なことは申さねの見通しといたしましては五割前後の昇給昇格というものが行われてゐるということは一応言えるのじゃなからうかというふうになつてゐる考へておる次第であります。

○千葉信君 どうも苦しうでこれ以上言うのはどうかと思はれるけれども、実際にその昇給ストップの状態というものを人事院の方は今の御答弁からいふと調べておらんのか、調べていけばそういう答弁はできないはずだし、それからまた人事院でも御承知のように各省庁が去年おとしあたり非常にその調整額が減つて、定員定額制に切りかえられたために昇給昇格がでけないじゃないか、実施官庁という立場からこの問題を何とかしてほしうという類ひは人事院は受けてゐるはずなんです。いいですか。その話が全然人事院に申し込まれておらんなんということを言はせませんよ。ところが今年、今度の三十一年度の予算の關係では各省から人事院に対してそういう話が全然来ないでしょう。来ない



備考  
障害の等級の区分は、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十九号）別表第二に基いて大蔵大臣が定めたところによる。

### 科学技術庁設置法案 科学技術庁設置法

#### (目的)

第一条 この法律は、科学技術庁の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

#### (設置)

第二条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項の規定に基いて、総理府の外局として、科学技術庁を設置する。

#### (任務)

第三条 科学技術庁は、科学技術の振興を図り、国民経済の発展に寄与するため、科学技術（人文科学のみに係るもの及び大学における研究に係るものを除く。以下同じ。）に関する行政を総合的に推進することをその主たる任務とする。

#### (権限)

第四条 科学技術庁は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、次に掲げる権限を有する。ただし、その権限の行使は、法律（法律に基づく命令を含む。）に従つてなされなければならない。  
一 予算の範囲内で所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をする  
こと。

関の科学技術に関する経費及び関係行政機関の科学技術に関する試験研究補助金、交付金、委託費その他これらに類する経費の見積の方針の調整を行うこと。

十四 原子力利用に関する試験研究の助成を行うこと。

十五 前号に掲げるもののほか、科学技術に関し、多数部門の協力を要する総合的試験研究及び各種研究に共通する基礎的試験研究について助成を行うこと。（他の行政機関の所掌に属することを除く。）

十六 資源の総合的利用のための方策一般に関する事務を行うこと。（他の行政機関の所掌に属することを除く。）

十七 所掌事務に関する統計及び調査資料を作成し、頒布し、又は刊行すること。

十八 発明及び実用新案の奨励を行い、並びにこれらの実施化を推進すること。

十九 所掌事務の周知宣伝を行うこと。

二十 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基き科学技術庁に属せられた権限

（内部部局）  
第五条 科学技術庁に、長官官房及び次の四局を置く。

企画調整局  
原子力局  
資源局  
調査普及局  
（長官官房の事務）

第六条 長官官房においては、次の事務をつかさどる。

一 機密に関すること。

二 職員職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

三 長官の官印及び庁印を保管すること。

四 公文書類を授受し、発送し、編集し、及び保存すること。

五 経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

六 行政財産及び物品を管理すること。

七 職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。

八 行政の考査を行うこと。

九 科学技術に関する制度一般の企画及び立案に関すること。

十 法令案の審査及び庁務の総合調整に関すること。

十一 前各号に掲げるもののほか、科学技術庁の所掌事務で他局の所掌に属しない事務に関すること。

（企画調整局の事務）  
第七条 企画調整局においては、次の事務をつかさどる。

一 科学技術（原子力利用に関するものを除く。以下次号から第四号までにおいて同じ。）に関する基本的な政策の企画、立案及び推進に関すること。

二 関係行政機関の科学技術に関する事務の総合調整に関すること。

三 関係行政機関の試験研究機関の科学技術に関する経費及び関

係行政機関の科学技術に関する試験研究補助金、交付金、委託費その他これらに類する経費の見積の方針の調整に関すること。

四 科学技術に関し、多数部門の協力を要する総合的試験研究及び各種研究に共通する基礎的試験研究の助成に関すること。（他の行政機関の所掌に属することを除く。）

五 科学技術に関し、日本学術会議への諮問及び日本学術会議の答申又は勧告に関すること。

六 航空技術研究所及び金属材料技術研究所に関すること。

七 株式会社科学研究所に関すること。

（原子力局の事務）  
第八条 原子力局においては、次の事務をつかさどる。

一 原子力利用（大学における研究に係るものを除く。以下第二号、第三号及び第十号において同じ。）に関する基本的な政策の企画、立案及び推進に関すること。

二 関係行政機関の原子力利用に関する事務の総合調整に関すること。

三 関係行政機関の試験研究機関の原子力利用に関する経費及び関係行政機関の原子力利用に関する試験研究補助金、交付金、委託費その他これらに類する経費の見積の方針の調整に関すること。

四 核燃料物質及び原子炉に関する規制に関すること。

- 五 放射性同位元素の利用の推進に關すること。
  - 六 放射線医学の総合的研究に關すること。
  - 七 原子力利用に伴う障害防止の基本に關すること。
  - 八 原子力研究所及び原子燃料公社に關すること。
  - 九 原子力利用に關する試験研究の助成に關すること。
  - 十 原子力利用に關する研究者及び技術者の養成訓練に關すること。
  - 十一 原子力利用に關する内外の動向の調査及び分析に關すること。
  - 十二 原子力利用に關する統計の作成に關すること。
  - 十三 前各号に掲げるもののほか、原子力利用に關し他の行政機關の所掌に屬しない事務に關すること。
- (資源局の事務)
- 第九条 資源局においては、次の事務をつかさどる。
- 一 資源の総合的利用のための方策一般に關すること。(他の行政機關の所掌に屬することを除く。)
  - 二 資源の総合的利用に關する内外の動向の調査及び分析に關すること。
  - 三 資源の総合的利用に關する統計の作成に關すること。
  - 四 前各号に掲げるもののほか、資源の総合的利用に關し他の行政機關の所掌に屬しない事務に關すること。
- (調査普及局の事務)

- 第十条 調査普及局においては、次の事務をつかさどる。
- 一 科学技術(原子力利用及び資源の総合的利用に關するものを除く。以下次号において同じ。)に關する内外の動向の調査及び分析に關すること。
  - 二 科学技術に關する統計の作成に關すること。
  - 三 科学技術庁の所掌事務に關する統計及び調査資料の頒布及び刊行に關すること。
  - 四 発明及び実用新案の奨励並びにこれらの実施の推進に關すること。
  - 五 科学技術庁の所掌事務に關する広報及び啓発に關すること。
- (長官)
- 第十一条 科学技術庁の長は、科学技術庁長官とし、國務大臣をもつて充てる。
- 第十二条 科学技術庁長官(以下「長官」という。)は、科学技術の振興及び資源の総合的利用を図るため必要があると認めるときは、關係行政機關の長に対し必要な資料の提出及び説明を求めることができる。
- 第十三条 長官は、科学技術の振興及び資源の総合的利用を図るため特に必要があると認めるときは、關係行政機關の長に対し科学技術の振興及び資源の総合的利用に關する重要事項について勧告することができる。
- 第十四条 長官は、前項の規定により關係行政機關の長に対し勧告をしたときは、当該行政機關の長に対し、その勧告に基いてとつた措置について報告を求めることができる。
- 第十五条 長官は、第三項の規定により勧告した重要事項に關し特に必要があると認めるときは、内閣總理大臣に対し当該事項について内閣法(昭和二十二年法律第五号)第六条の規定による措置がとられるよう意見を具申することができる。(特別な職)
- 第十六条 科学技術庁に、次長一人を置く。
- 第十七条 次長は、長官を助け、庁務を整理する。
- 第十八条 科学技術庁に、科学審議官三人以内を置く。
- 第十九条 科学審議官は、命を受け、科学技術庁の所掌事務に關する重要な方針の決定について長官を補佐する。
- 第二十条 長官官房に官房長を、各局に局長を置く。
- 第二十一条 官房長は、命を受け、長官官房の事務を掌理する。
- 第二十二条 局長は、命を受け、局務を掌理する。
- 第二十三条 原子力局に、次長一人を置く。
- 第二十四条 次長は、命を受け、局長を助け、局務を整理する。
- 第二十五条 長官官房及び各局に、科学調査官を置く。
- 第二十六条 科学調査官は、命を受け、長官官房及び各局の所掌事務に参画する。
- 第二十七条 航空技術研究所及び金属材料技術研究所に、科学研究官を置く。
- 第二十八条 科学研究官は、命を受け、専門的事項の研究に従事する。
- 第二十九条 科学調査官及び科学研究官の定数については、政令で定める。
- 第三十条 科学技術庁に、顧問及び

| 種 類     | 目 的                         |
|---------|-----------------------------|
| 科学技術審議會 | 科学技術に關する重要事項を審議すること。        |
| 航空技術審議會 | 航空技術に關する重要事項を審議すること。        |
| 資源調査會   | 資源の総合的利用に關する重要事項を調査審議すること。  |
| 発明奨励審議會 | 発明及び実用新案の奨励に關する重要事項を審議すること。 |

- 参与を置くことができる。
- 2 顧問は、科学技術庁の所掌事務のうち、重要な施設に参画する。
  - 3 顧問は、非常勤とする。
  - 4 参与は、科学技術庁の所掌事務のうち、重要な事項に参与する。
  - 5 参与は、非常勤とする。
- (附屬機關)
- 第三十一条 科学技術庁に附屬機關として、次の機關を置く。
- 航空技術研究所
- 金属材料技術研究所
- (航空技術研究所)
- 第三十二条 航空技術研究所は、航空技術の向上を図るため必要な研究及び試験並びに調査で、次の各号に掲げるものを行い、あわせて、その施設及び設備を關係行政機關の共用に供する機關とする。
- 一 研究又は試験のため必要な施設及び設備を關係行政機關に重複して設置することが、多額の経費を要するため適当でないとして認められる場合における、その施設及び設備を必要とする研究及び試験
  - 二 委託に應じて行前号の施設及び設備を必要とする研究及び
- 試験
- 三 前各号の研究及び試験に伴う技術的調査
- 航空技術研究所の施設及び設備は、航空技術の向上を図るため特に必要があると認められるときに限り、国の行政機關でないものを使用させることができる。
- 第三十三条 航空技術研究所は、東京都に置く。
- 第三十四条 航空技術研究所の内部組織は、總理府令で定める。
- (金属材料技術研究所)
- 第三十五条 金属材料技術研究所は、金属材料その他これに類する材料の品質の改善を図るため必要な研究を行う機關とする。
- 第三十六条 金属材料技術研究所は、東京都に置く。
- 第三十七条 金属材料技術研究所の内部組織は、總理府令で定める。
- (その他の附屬機關)
- 第三十八条 第十六条に規定するもののほか、次の表の上欄に掲げる機關は、科学技術庁の附屬機關として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載するのとおりとする。

- 2 前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律（法律に基く命令を含む。）に別段の定がある場合を除くほか、政令で定める。（定員）
- 第二十条 科学技術庁に置かれる職員は、別に法律で定める。
- 附則
- （施行期日）
- 1 この法律は、公布の日から起算して二月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。（科学技術行政協議会法等の廃止）
- 2 次に掲げる法律は、廃止する。
- 一 科学技術行政協議会法（昭和二十三年法律第二百五十三号）
- 二 資源調査会設置法（昭和二十七年法律第二百六十四号）
- 三 航空技術審議会設置法（昭和

- 二十九法律第二百二二号）
- （総理府設置法の改正）
- 3 総理府設置法（昭和二十四法律第二百二七号）の一部を次のように改正する。
- 第三条中第二号を削り、以下一号ずつ繰り上げる。
- 第五条第一項中「三局」を「二局」に改め、「原子力局」を削る。
- 第六条第一項第十三号中「（原子力局の所掌に属するものを除く。）」を削り、同項第十六号中「及び原子力局」を削る。
- 第九条を次のように改める。
- 第九条 削除
- 第十条中「航空技術研究所」を削る。
- 第十四条を次のように改める。
- 第十四条 削除

|                                              |                                                                               |                                                |
|----------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 航空技術審議会                                      | 科学技術行政協議会                                                                     | 検察官適格審査会                                       |
| 航空技術審議会設置法（昭和二十九年法律第二百二二号）の規定によりその権限を行使すること。 | 科学技術行政協議会法（昭和二十三年法律第二百五十三号）に基き日本学術会議と緊密に協力し、科学技術行政の推進を図るための連絡調整に関する措置を審議すること。 | 検察官法（昭和二十二年法律第六十一号）第二十三条第一項に規定する事項に關する審査を行うこと。 |

を

- 4 （原子力委員会設置法の改正）
- 原子力委員会設置法（昭和三十一年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。
- 第十五条中「総理府原子力局」を「科学技術庁原子力局」に改める。
- （通商産業省設置法の改正）
- 5 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。
- 第四十七条第一項の表中
- |         |                       |
|---------|-----------------------|
| 意匠奨励審議会 | 意匠の奨励に関する事項を調査審議すること。 |
| 審議会     | 意匠の奨励に関する事項を調査審議すること。 |
- に改める。
- （経済企画庁設置法の改正）
- 経済企画庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十三号）に改める。
- 科学技術庁設置法（昭和三十一年法律第
- 科学技術庁
- 科学技術庁設置法（昭和三十一年法律第
- に改める。
- （工業技術院設置法の改正）
- 6 工業技術院設置法（昭和二十三年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。
- 第三条第四号の三を削る。
- 第六条第五号を削る。
- （国家行政組織法の改正）
- 7 国家行政組織法の一部を次のように改正する。
- 別表第一総理府の項中「経済企画庁」を「科学技術庁」に改める。
- （株式会社科学研究所法の改正）
- 8 株式会社科学研究所法（昭和三十年法律第六十号）の一部を次のように改正する。
- 本則中「通商産業大臣」を「内閣総理大臣」に改める。
- 第十条中「通商産業省令」を「総理府令」に改める。
- （職員の引継）
- 9 この法律施行の際現に総理府原子力局、科学技術行政協議会事務局、資源調査会事務局及び航空技術研究所の職員である者は、別に命令を発せられない限り、同一の勤務条件をもつて科学技術庁の職員となるものとする。

- （工業技術院設置法の改正）
- 6 工業技術院設置法（昭和二十三年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。
- 第三条第四号の三を削る。
- 第六条第五号を削る。
- （国家行政組織法の改正）
- 7 国家行政組織法の一部を次のように改正する。
- 別表第一総理府の項中「経済企画庁」を「科学技術庁」に改める。
- （株式会社科学研究所法の改正）
- 8 株式会社科学研究所法（昭和三十年法律第六十号）の一部を次のように改正する。
- 本則中「通商産業大臣」を「内閣総理大臣」に改める。
- 第十条中「通商産業省令」を「総理府令」に改める。
- （職員の引継）
- 9 この法律施行の際現に総理府原子力局、科学技術行政協議会事務局、資源調査会事務局及び航空技術研究所の職員である者は、別に命令を発せられない限り、同一の勤務条件をもつて科学技術庁の職員となるものとする。
- 二月十八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
- 一、労働省設置法等の一部を改正する法律案
- 労働省設置法等の一部を改正する法律案
- 労働省設置法等の一部を改正する法律案
- 労働省設置法（昭和二十四

年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「労働統計調査部を、」の下に「労働基準局に労働補償部を、」を加える。

第八条第六号の三を次のように改める。

六の三 けい肺及び外傷性せき随障害に関する特別保護法に基く給付及び負担金その他の徴収金の徴収に関すること。

第八条第十号中「産業安全研究所」の下に「労働衛生研究所」を加え、同条に次の一項を加える。

2 労働補償部は、前項第四号から第六号まで及び第六号の三に掲げる事務並びに同項第十一号に掲

る事務のうち労働者災害補償保険法の施行に関するものをつかさどる。

第十三条第一項の表中「特殊技能試験審査会」を「労働基準法に基く特殊技能試験の基準」を削る。

第二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「労働省 大臣官房 労働統計調査部」を「労働省 大臣官房 労働基準局 労働統計調査部」に改める。

労働統計調査部 労働補償部」に改める。

附則 この法律の施行期日は、各規定につき政令で定める。ただし、その期日は、昭和三十一年八月三十一日後であつてはならない。

二月十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、東北地方の薪炭手当に関する請願(第四四七号)

一、愛知県形原、西浦両町の地域給

る事務のうち労働者災害補償保険法の施行に関するものをつかさどる。

第十一条中「産業安全研究所」を「労働衛生研究所」に改める。

第十二条の二を第十二条の三とし、第十二条の次に次の一条を加える。

(労働衛生研究所) 第十二条の二 労働衛生研究所は、労働衛生に関する調査研究を行う機関とする。

2 労働衛生研究所は、神奈川県に置く。

3 労働衛生研究所の内部組織は、労働省令で定める。

請願者 青森県南津軽郡田舎館村大字川部 鈴木久雄 外十五名

昭和二十四年に「国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律」が施行されて、東北地方は、寒冷地手当の支給を受けるようになったが、東北地方も北海道と同様に冬期間は就業、生活環境が一変し、採用用薪炭及び副食物の確保にはばく大な費用を要し、現在支給されている寒冷地手当だけでは、到底従業員をはじめ家族の救済には程遠い実情にあるから、東北地方にも北海道に準じた薪炭手当を支給せられたいとの請願。

第四四八号 昭和三十一年二月八日 受理

愛知県形原、西浦両町の地域給に関する請願

請願者 愛知県宝飯郡形原町長 吉見正男 外二百三十一名

紹介議員 山本 米治君

愛知県形原、西浦両町は蒲郡市に隣接し自然的、経済的条件が同市と密接な関連をもっている上に、既に昨年両院人事委員協議会においても地域給二級地への引上げが決定されている状況であるから、両町の二級地指定をすみやかに実現せられたいとの請願。

第四五八号 昭和三十一年二月九日 受理

元満洲国日本人官吏の恩給に関する請願

請願者 宮城県仙台市南鍛冶町 一〇六 鈴木とら子 外

二名

紹介議員 高橋進太郎君

元満洲(蒙疆及び北支を含む)日本人官吏に対する現行恩給法の適用に關し、(一)元満洲国日本人官吏として在職した年月数を公務員の在職年月数とみなして現行恩給法を適用すること、(二)元満洲国日本人官吏として在職し、戦後引揚げた者は復員軍人軍属と同様に日本内地に上陸した年月日を退職の時とし、終戦前その官職を退いた者は退官時の年月日を退職の時として在職年月数を計算すること、(三)元満洲国日本人官吏であつて敗戦に基因して死没した者及び未帰還者に対しては、特段の考慮を払いその遺族並びに留守家族には年金を支給するよう立法措置を講ずること等の実現を図られたいとの請願。

第四五九号 昭和三十一年二月九日 受理

未帰還公務員の恩給に関する請願

請願者 宮城県仙台市勾当台通り二七宮城県議会議事事務局内引揚促進宮城県留守家族同盟内 門間正寿

紹介議員 高橋進太郎君

昭和二十八年八月に施行された改正恩給法附則第三十条第二項但書の規定により、未帰還公務員の留守家族に対し、普通恩給が支給されることになつたが、恩給法第五十八条第三項の規定による若年停止措置が適用されるため、留守家族に与えられたこの恩給も極めて少数家族だけに限られている現状であるから、(一)未帰還公務員のおかれては特別に事案に鑑み、未帰還

公務員の留守家族に対し、支給される普通恩給については、若年停止に関する規定を適用しないこと、(二)未帰還公務員の遺族に支給する公務扶助料は、未帰還公務員の死亡した日の属する月の翌月から支給すること等の実現のため恩給法を改正せられたいとの請願。

第四六七号 昭和三十一年二月十日 受理

金し職年金復活に関する請願

請願者 愛媛県松山市高砂町五 木下義外 九十四名

紹介議員 三好 英之君

講和条約後、軍人恩給は直ちに復活されたにもかかわらず、武功技師の者に授与された金し職年金は未だ復活されてないのは、まことに不均衡であるから、すみやかに金し職年金を復活せられたいとの請願。

二月二十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、憲法調査会法案(衆)

憲法調査会法案

(設置)

第一条 内閣に、憲法調査会(以下「調査会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 調査会は、日本国憲法に検討を加え、関係諸問題を調査審議し、その結果を内閣及び内閣を通じて国会に報告する。

(組織)

第三条 調査会は、委員五十人以内で組織する。

一六

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <p>2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、それぞれ当該各号に定める数の範囲内において、内閣が任命する。</p> <p>一 国会議員 三十人</p> <p>二 学識経験のある者 二十人</p> <p>3 委員は、非常勤とする。</p> <p>（会長及び副会長）</p> <p>第四条 調査会に、会長一人及び副会長二人を置き、委員の互選によつてこれを定める。</p> <p>2 会長は、会務を総理する。</p> <p>3 副会長は、会長の定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p>（専門委員）</p> <p>第五条 調査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。</p> <p>2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。</p> <p>3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。</p> <p>4 専門委員は、非常勤とする。</p> <p>（幹事）</p> <p>第六条 調査会に幹事を置く。</p> <p>2 幹事は、学識経験のある者及び関係機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。</p> <p>3 幹事は、調査会の所掌事務について、委員を補佐する。</p> <p>4 幹事は、非常勤とする。</p> <p>（部会）</p> <p>第七条 調査会に、必要に応じ、部会を置くことができる。</p> <p>2 部会所属の委員、専門委員及び</p> | <p>幹事は、会長が指名する。</p> <p>3 部会に、部会長を置き、部会に属する委員の互選によつてこれを定める。</p> <p>（議事）</p> <p>第八条 調査会の議事に関し必要な事項は、会長が調査会の議を経て定める。</p> <p>（事務局）</p> <p>第九条 調査会の事務を処理させるため、調査会に、事務局を置く。</p> <p>2 事務局に、事務局長、事務局事務官その他所要の職員を置く。</p> <p>3 事務局長は、内閣総理大臣が任命する。</p> <p>4 事務局長は、会長の命を受けて、事務局の事務を掌理し、部内の職員の任免、進退を行い、かつ、その服務につき、これを監督する。</p> <p>5 事務官は、命を受け、事務を整理する。</p> <p>6 事務局長を除くほか、事務局に置かれる職員（二月以内の期間を定めて雇用される者、休職者及び非常勤の者を除く。）の定員は、七人とする。</p> <p>（主任の大臣）</p> <p>第十条 調査会に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。</p> <p>（委任規定）</p> <p>第十一条 この法律に定めるもののほか、調査会に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この法律は、公布の日から施行する。</p> | <p>2 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第二条第三項中第十一号の二を第十一号の三とし、第十一号の次に次の一号を加える。</p> <p>十一の二 憲法調査会の委員及び専門委員</p> <p>3 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第一条中第十七号の次に次の一号を加える。</p> <p>十七の二 憲法調査会の委員及び専門委員</p> <p>第九条の見出し中「日本学術会議会員等」を「憲法調査会の委員及び専門委員等」に改め、同条中「第十八号」を「第十七号の二」に、「日本学術会議会員等」を「憲法調査会の委員及び専門委員等」に改める。</p> <p>第十四条第一項第二号中「日本学術会議会員等」を「憲法調査会の委員及び専門委員等」に改める。</p> <p>4 恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第二十条第二項第二号中「法制局次長」の下に「憲法調査会事務局次長」を加え、同項第三号中「若ハ法制局事務官」を「法制局事務官若ハ憲法調査会事務局事務官」に改める。</p> |  |
| <p>第一部 内閣委員会会議録第七号 昭和三十一年二月二十一日【参議院】</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |  |

昭和三十一年二月二十三日印刷

昭和三十一年二月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局